

一部取扱注意

令和8年度

土 木 工 事 積 算 資 料

令和8年10月1日

静岡県交通基盤部

適用範囲

本資料は、静岡県交通基盤部が発注する土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

本資料の性格について

本資料は、工事費の積算において参考となる事項、または各出先機関内のバラツキをなくすため統一して運用すべき事項等を取りまとめたものである。

注意事項

本文中の「基準書」とは、土木工事標準積算基準書、「単価表」とは、静岡県建設資材等価格表をさす。

本資料と基準書に相違がある場合は、基準書を優先すること。

また、本資料中の通知文については、最新版を適用すること。

本資料中、第Ⅰ編総則～第Ⅳ編土木工事標準単価及び市場単価までは国土交通省の資料が入っており、国土交通省の公表を待って対応する部分もあり、取扱注意となっているため、会計検査等に提示する場合には、事前に技術調査課と協議すること。

本資料中、参考資料については、公表して構わない。

参考資料----- (公表資料)

舗装工

1 一般事項	S- 1
2 路床安定処理工	S- 1
3 路上路盤再生工	S- 2
4 アスファルト舗装工	S- 3
5 コンクリート舗装工	S- 5
6 区画線工	S- 5

橋梁工

§ 1 一般事項	S- 9
§ 2 橋梁工事における諸経費一覧表	S- 10
§ 3 鋼橋	S- 13
§ 4 コンクリート橋	S- 17
§ 5 橋梁保全工事（鋼橋及びコンクリート橋）	S- 22
§ 6 一般図入札要領	S- 23
§ 7 その他	S- 25
諸雑費の取扱いについて	S- 33
建設機械等賃料の取扱いについて	S- 33
木材（丸太）材積の算出方法	S- 34
§ 1 建設機械等の運搬基地	S- 35
§ 2 安全費の積算参考資料	S- 35
1. 間接費における工事の安全に係る経費の構成	S- 35
2. 共通仮設費の内の安全費の内容（例）	S- 35
大型ゴム支承（鋼製部品付き）の単価の取扱いについて	S- 39
大型積ブロック工の積算について	S- 39
県発注の土木工事での設計変更の取扱い	S- 39
公共事業労務費調査の手順と設計労務単価の決定、適用フロー	S- 40
公共工事設計労務単価の構成	S- 41
土木工事標準歩掛作成のフロー	S- 42
土木工事関係の標準積算基準等の公表状況	S- 43
土木工事関係の標準積算基準等担当課一覧表	S- 44
土木工事に関する要領（取扱い）一覧表	S- 45

参 考 資 料

(公 表 資 料)

舗 装 工

1. 一般事項

- (1) 機械施工において、断面の変化等によるテーパ部等の施工は、機械付の作業員が施工するものとし、人力施工は計上しない。

2. 路床安定処理工

- (1) 施工に先立ち、配合設計で一軸圧縮試験、C B R 試験等を実施し、路床の目標強度を満足する添加率（0.1%単位）を決定する。なお、土の単位重量は、1 kg単位（四捨五入）に丸める。
- (2) 固化材使用量を算出する場合の割増率は下表を標準とする。なお、バックホウ混合も同じ割増率とする。

土 質	処理厚	割増率
砂質土	5 0 cm未満	1 5 %
	5 0 cm以上	2 0 %
粘性土	5 0 cm未満	1 5 %
	5 0 cm以上	3 0 %

- (3) 添加量の±0.7%以上の差が生じた場合又は改良深さ及び土の単位重量に変更が生じた場合は、契約変更の対象とすることができる。
- (4) (1) と (3) については追加特記仕様書に明示する。

(特記仕様書記載例)

資料土	設計C B R	改良深さ	使用量	土の単位重量	仕上げ層数
土質	(%)	(cm)	(kg/m ²)	(kg/m ³)	(層)
砂質	1 2	6 0	4 1	1, 9 0 0	1

・添加材 セメント系・・・〇〇〇〇 〇〇〇型
石灰系・・・〇〇〇〇 〇〇〇型

- (5) セメント及びセメント系安定材を使用した安定処理土は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」（国土交通省、平成 13 年 4 月）に基づき、六価クロムの溶出量が土壤環境基準（環境庁、平成 3 年 8 月）に適合していることを確認する。

3. 路上路盤再生工（「舗装再生便覧 令和6年3月 社団法人日本道路協会」等参照）

（1）路上路盤再生材の設計密度は、下表を標準とする。

材 料	設 計 密 度 (kg/m ³)
路上再生セメント安定処理	2, 1 0 0
路上再生セメント・瀝青安定処理	2, 1 0 0

（注）現地の状況により、本表の標準値より著しく差がある場合は、実際に調査した数値を用いること。

（2）路上路盤再生工の添加剤（セメント系）及び混合用乳剤（アスファルト乳剤）の使用量を算出する場合の割増率は、下記を標準とする。

種 類	割増率 (%)
添 加 剤 (セ メ ン ト 系)	2
混合用乳剤（アスファルト乳剤）	3

（3）路上路盤再生工における路上路盤再生用骨材については以下のとおりとする。

試 験 項 目	試験方法	規 格 値	備 考
骨 材	粒度	舗装調査・試験法便覧	舗装再生便覧の粒度範囲内
	液性限界・塑性限界	舗装調査・試験法便覧	PI 9 以下
	修正 C B R 試験	舗装調査・試験法便覧	2 0 以上

配 合 試 験	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧	路上再生セメント安定処理におけるセメント量を求める
	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧	路上再生セメント・瀝青安定処理におけるセメント量を求める

（4）路上路盤再生工における添加材量が、当初設計に対して±0.7%（セメント）及び±0.5%（アスファルト乳剤）以上の差が生じた場合は、契約変更の対象とすることができる。

（5）セメント及びセメント系安定材を使用した安定処理土は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」（国土交通省、平成13年4月）に基づき、六価クロムの溶出量が土壤環境基準（環境庁、平成3年8月）に適合していることを確認する。

（6）路上路盤再生工における再生路盤は、上層路盤と同等に扱われるため、原則として路上再生路盤と路床との間に下層路盤に相当する既設粒状路盤を10cm程度以上確保できるところを選定する。

なお、既設下層路盤厚が確保できない場合は、過去の経験または試験施工などの結果をもとに、現位置にて築造する上層路盤あるいは下層路盤に所要の品質が得られることを確認したうえで適用することとする。

4. アスファルト舗装工

(1) アスファルト混合物の種類は、交通区分により次表のアスファルト混合物により施工することを原則とする。ただし特殊箇所の舗装（橋梁、トンネル等）は次表によらないものとする。

一般（密粒舗装）部

交通量区分	表層用	中間層	基層用
N ₇ (D)	密粒度 アスファルト混合物 (20) (改質アスファルトⅡ型A配合)	粗粒度 アスファルト混合物 (20) (改質アスファルトⅡ型B配合)	再生粗粒度 アスファルト混合物 (20) (B配合)
N ₆ (C)			
N ₅ (B)			再生粗粒度 アスファルト混合物 (20) (A配合)
N ₄ (A)	密粒度 アスファルト混合物 (13) (A配合)		
N ₃ ～N ₁ (L)	再生密粒度 アスファルト混合物 (13) (A配合)		

注1) A配合：突固め回数50回、B配合：突固め回数75回

注2) 再生材が調達困難な地域は新材を使用

注3) 現場状況に応じて冬期施工性改善や低炭素を目的とした中温化アスファルトの使用も検討できるものとする。

注4) 勾配6%以上の箇所では、表層に密粒度ギャップアスファルト混合物(13)改質アスファルトⅡ型を使用する。

排水性（低騒音）舗装部

交通量区分	表層用	中間層	基層用
N ₇ (D)	ポーラス アスファルト混合物 (13) (改質アスファルトH型A配合)	密粒度 アスファルト混合物 (13) (改質アスファルトⅡ型B配合)	再生密粒度 アスファルト混合物 (13) (B配合)
N ₆ (C)			
N ₅ (B)			再生密粒度 アスファルト混合物 (13) (A配合)
N ₄ (A)			
N ₃ ～N ₁ (L)			

注1) A配合：突固め回数50回、B配合：突固め回数75回

注2) 再生材が調達困難な地域は新材を使用

注3) 現場状況に応じて冬期施工性改善や低炭素を目的とした中温化アスファルトの使用も検討できるものとする。

(2) 再生アスファルト混合物の種類と使用区分は下表による。また、一部地域を除き再生アスファルト混合物の使用を原則とする。

再生アスファルト混合物の種類と使用区分

交通量区分		設計交通量 (台/日・1方向)	再生瀝青 安定処理	再生粗粒度 アスコン (20)	再生密粒度 アスコン (13、20)	再生細粒度 アスコン (13)
N ₇	D交通	3,000以上	○	○	○	—
N ₆	C交通	1,000～3,000未満	○	○	○	—
N ₅	B交通	250～1,000未満	○	○	○	—
N ₄	A交通	100～250未満	○	○	△	—
N ₃ ～N ₁	L交通	100未満	○	○	○	—
歩道			—	—	△	○
自転車歩行者道			—	—	△	○

注1) ○印・・・使用可、△印・・・歩道、自転車歩行者道の乗入部で使用可

×印・・・使用不可、—印・・・使用していない。

□印・・・一般（密粒舗装）部では使用不可、排水性（低騒音）舗装部では使用可

注2) ×印の使用不可は、改質アスファルトを使用しているため。

(3) 急勾配区間（縦断勾配6%以上）の舗装について

施工箇所が特にすべり対策が必要とされる区間においては、表層工にすべり抵抗性に優れるギャップアスファルト混合物の採用を検討する必要がある。ただし、交通区分が N₆ 交通以上で、耐流動対策が必要な場合については、改質Ⅱ型アスファルト混合物を採用し、別のすべり対策工法（グルーピング、警告標識等）により対応すること。

(4) ポーラスアスファルト舗装工（舗装施工便覧 平成18年2月 社団法人日本道路協会 参照）

1) 材料

ポーラスアスファルト混合物に使用するアスファルトは、ポリマー改質アスファルトH型を標準とする。

ただし、交差点部及び大型車乗入れの多い箇所（工場等）でタイヤのねじれにより骨材の飛散が懸念される場合は現場条件を勘案し、以下に示す対策を施すものとする。

- ①高耐久排水性改質アスファルト混合物の採用や混合物の空隙率を小さくする
- ②トップコート等の採用
- ③透水性の樹脂モルタルを表面空隙に充填して上層部を強化する

2) 積算

トップコートを採用する場合、歩掛は、排水性トップコート工法を使用すること。規格は以下のとおり。

トップコート樹脂の規格

試験項目	試験方法	単位	規格値
密 度	JIS K 5600 23℃	g/cm ³	A 剤：1.05±0.10 B 剤：1.05±0.10
粘 度	JIS K 6901 23℃	mPa・s	A 剤：100～500 B 剤：100～500
硬化時間	最大発熱時 23℃ (硬化剤：50%BPO 2%)	min	10～45

3) 施工厚

施工厚は、新設、補修（2層以上）については、

表層[ポーラスアスファルト混合物]=40 mm

基層[4.（2）交通量区分別アスファルト混合物を標準とする]=60 mm

を標準施工厚とする。

ただし、表層1層の切削オーバーレイについては、既設舗装厚を考慮し、決定すること。

5. コンクリート舗装工

舗装施工便覧（平成18年2月 社団法人日本道路協会）による。

注1）コンクリート舗装に使用するコンクリートはプラント購入方式を原則とする。

6. 区画線工

土木工事共通仕様書による。

注1）規制標示類は原形復旧を原則とする。

注2）現道拡幅等の工事で暫定区画線の必要な場合は、現地の地形的条件、交通量、供用期間、公安委員会の意見等を十分に検討の上必要に応じた区画線の種類を決定する。

設計期間＝20年とした場合の舗装断面の一例（信頼度＝90％）

設計交通量の区分		20年累積 N	設 計 CBR	T _A	表層＋基層	上層路盤			下層路盤	T _A '	T _A '-T _A
					加熱アス ファルト混 合物	路上路盤再生 (セメント・瀝青 安定処理)	加熱瀝青 安定処理	粒度調整 碎石	再生下層 路盤材 (40-0)		
現	旧										
N ₁ ～N ₃	L	60,000	3	別紙 L交通を細分化した参考例に記載							
			4								
			6								
			8								
N ₄	A	300,000	3	21	5	22			15	21.5	0.5
				21	5			25	30	21.2	0.2
			4	20	5	20			15	20.2	0.2
				20	5			20	35	20.7	0.7
			6	17	5	15			15	17.0	0.0
				17	5			20	20	17.0	0.0
			8	16	5	14			15	16.3	0.3
				16	5			15	25	16.5	0.5
			12	14	5	11			15	14.4	0.4
				14	5			15	15	14.0	0.0
			3	29	10	26			15	29.1	0.1
				29	10			30	35	29.2	0.2
N ₅	B	2,000,000	4	26	10	22			15	26.5	0.5
				26	10			25	30	26.2	0.2
			6	23	10	17			15	23.3	0.3
				23	10			20	25	23.2	0.2
			8	21	10	14			15	21.3	0.3
				21	10			15	25	21.5	0.5
			12	19	10	11			15	19.4	0.4
				19	10			15	15	19.0	0.0
			20	16	10	10			15	18.7	2.7
				16	10			10	15	17.2	1.2
N ₆	C	14,000,000	3	39	10		10	35	35	39.0	0.0
			4	36	10		9	30	35	36.4	0.4
			6	32	10		8	20	35	32.1	0.1
			8	29	10		8	20	25	29.6	0.6
			12	26	10		8	15	20	26.6	0.6
			20	22	10		6	10	15	22.0	0.0
N ₇	D	70,000,000	3	50	15		11	40	50	50.3	0.3
			4	46	15		10	35	45	46.5	0.5
			6	41	15		10	25	40	41.7	0.7
			8	38	15		10	20	35	38.7	0.7
			12	33	15		9	10	30	33.2	0.2
			20	29	15		9	10	15	29.4	0.4

○上層路盤が路上路盤再生の場合の下層路盤は、破損が重度な既設路盤（残存等値換算厚の係数:0.15）を想定している。

このため、下層路盤の厚さや等値換算係数は現場条件に応じ決定すること。

○上層路盤が路上路盤再生以外の場合の下層路盤は、修正CBR30以上（等値換算係数:0.25）の再生下層路盤材を想定している。

○T_Aの計算式は、信頼度90％の場合である $T_A = 3.84N^{0.16} / CBR^{0.3}$ とした。

N:疲労破壊輪数（標準荷重49kN）

（舗装の構造に関する技術基準P8を参照。設計期間20年の場合、設計期間10年の疲労破壊輪数を2倍する。）

T_A:必要等値換算厚（cm）（舗装の構造に関する技術基準P14～ 別表1参照）

○路上路盤再生は、原則として下層路盤に相当する既設路盤を10cm程度以上確保できる箇所に適用する。

○使用材料及び工法の選定に際して、最小厚さを満足するよう注意する。

（舗装設計便覧（社）日本道路協会 H18.2）P77～82参照。

設計期間＝20年とした場合の舗装断面の一例（信頼性＝90％）

設計交通量の区分		20年累積 N	設 計 CBR	T _A	表層＋基層	上層路盤			下層路盤	T _A '	T _A '-T _A
					加熱アス ファルト混 合物	路上路盤再生 (セメント・瀝青 安定処理)	加熱瀝青 安定処理	粒度調整 碎石	再生下層 路盤材 (40-0)		
現	旧										
N ₁	L	3,000	3	10	4			10	15	11.2	1.2
			4	10	4			10	15	11.2	1.2
			6	9	4			10	15	11.2	2.2
			8	8	4			10	15	11.2	3.2
N ₂		14,000	3	13	4	11			15	13.4	0.4
				13	5			10	20	13.5	0.5
			4	12	4	10			15	12.7	0.7
				12	5			10	15	12.2	0.2
			6	11	4	10			15	12.7	1.7
				11	4			10	15	11.2	0.2
			8	10	4	10			15	12.7	2.7
				10	4			10	15	11.2	1.2
N ₃		60,000	3	17	5	15			15	17.0	0.0
				17	5			20	20	17.0	0.0
			4	15	5	12			15	15.0	0.0
				15	5			15	20	15.2	0.2
			6	14	5	11			15	14.4	0.4
				14	5			15	15	14.0	0.0
			8	12	5	10			15	13.7	1.7
				12	5			10	15	12.2	0.2

○上層路盤が路上路盤再生の場合の下層路盤は、破損が重度な既設路盤（残存等値換算厚の係数：0.15）を想定している。

このため、下層路盤の厚さや等値換算係数は現場条件に応じ決定すること。

○上層路盤が路上路盤再生以外の場合の下層路盤は、修正CBR30以上（等値換算係数：0.25）の再生下層路盤材を想定している。

○T_Aの計算式は、信頼度90％の場合である $T_A = 3.84N^{0.16} / CBR^{0.3}$ とした。

N：疲労破壊輪数（標準荷重49kN）

（舗装の構造に関する技術基準P8を参照。設計期間20年の場合、設計期間10年の疲労破壊輪数を2倍する。）

T_A：必要等値換算厚（cm）（舗装の構造に関する技術基準P14～ 別表1参照）

○路上路盤再生は、原則として下層路盤に相当する既設路盤を10cm程度以上確保できる箇所に適用する。

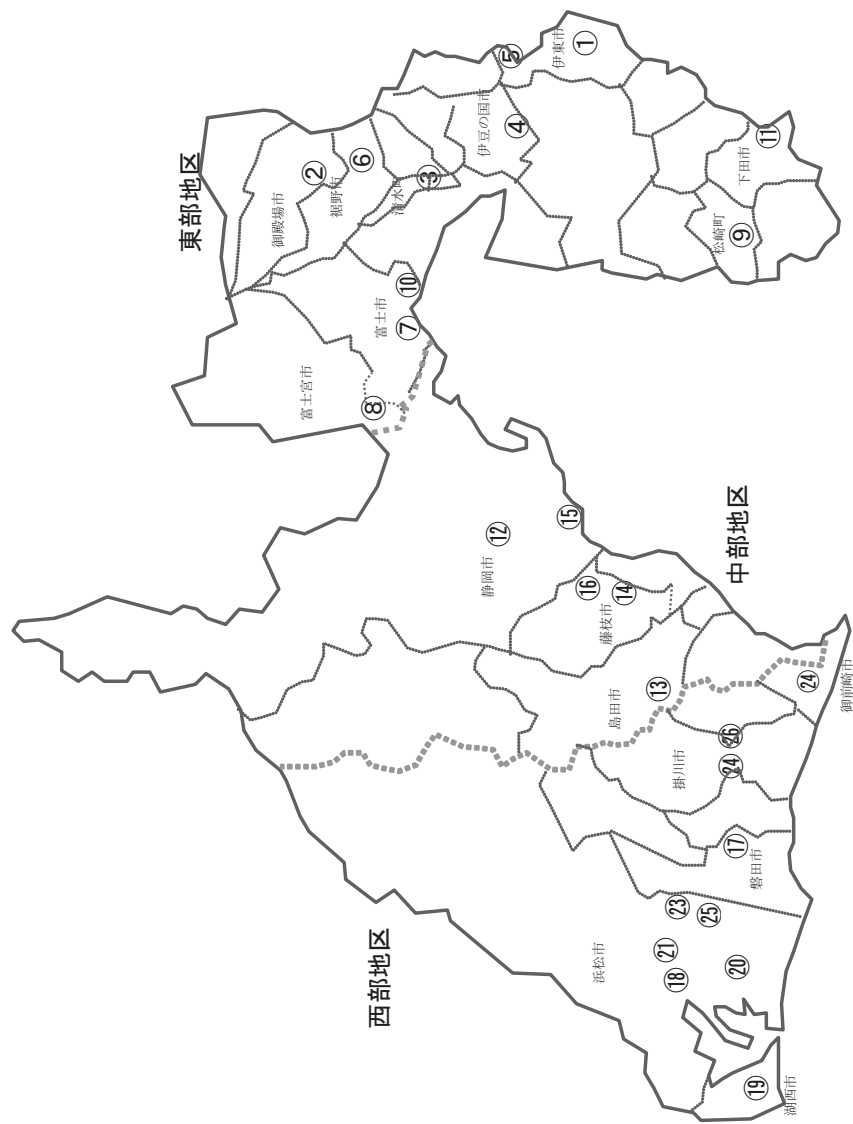
○使用材料及び工法の選定に際して、最小厚さを満足するよう注意する。

（舗装設計便覧（社）日本道路協会 H18.2）P77～82参照。

アスファルトプラント位置図

地区	番号	会社名	所在地	字	電話番号	FAX番号
東 部 地 区	1	(株)海野建設	伊東市	荻	0557-45-0662	0557-45-2446
	2	御殿場合材センター	御殿場市	神場	0550-88-0333	0550-88-0500
	3	山旺建設工業(株)	清水町	長沢	055-973-1055	055-973-1057
	4	昭和舗道(株)	伊豆の国市	三福	0558-76-1663	0558-76-0039
	5	菅原建設(株)伊東瀬青混合所	伊東市	宇佐美	0557-47-1810	0557-47-3354
	6	(共)東部リサイクルセンター	裾野市	富沢	055-992-3563	055-993-6566
	7	日本道路(株)静岡合材センター	富士市	五貫島	0545-61-6276	0545-64-0251
	8	(株)リサイクル芝川	富士宮市	長貫	0544-65-0850	0544-65-1882
	9	花菱建設(株)松崎工場	松崎町	那賀	0558-42-0772	0558-42-3065
	10	前田道路(株)富士合材工場	富士市	今井	0545-33-0627	0545-33-0630
	11	丸三工業(株)	下田市	敷根	0558-23-3303	0558-23-5730
中 部 地 区	12	大林道路(株)静岡アスファルト混合所	静岡市	葵区 芝原	054-247-3667	054-247-3263
	13	(共)静岡リサイクルセンター	島田市	牛尾	0547-46-2911	0547-46-3181
	14	セイエン商事(株)木内アスコ、藤枝工場	藤枝市	稲川	054-645-0696	054-643-7863
	15	TOREKI・NIPPO JV	静岡市	駿河区 下川原	054-259-9564	054-257-3841
	16	(共)静岡つばさアスコ	藤枝市	岡部町 内谷	054-667-1844	054-667-1115
	17	磐田瀬青舗材(共)	磐田市	岩井	0538-35-6031	0538-35-3389
	18	(共)協和アスコ	浜松市	浜名区 細江町	053-522-0804	053-522-0766
西 部 地 区	19	湖西アスコ(共)	湖西市	白須賀	053-579-2332	053-579-2264
	20	西部合材リサイクルセンター(協)	浜松市	中央区 伊左地町	053-484-3820	053-484-3821
	21	西遠アスコ(株)	浜松市	浜名区 都田町	053-428-3808	053-428-3809
	22	中遠合材センター	掛川市	高御所	0537-24-1911	0537-22-4911
	23	天竜川砂利プラント(協)	浜松市	浜名区 新堀	053-586-3251	053-586-3894
	24	浜岡アスコ(共)	御前崎市	比木	0537-85-3393	0537-85-4627
	25	(共)浜松中央アスコ、前田工場	浜松市	中央区 常光町	053-434-4986	053-434-5007
	26	(共)掛川アスコ	掛川市	上内田	0537-62-1511	0537-62-1577

R6.4.1現在



橋梁工

§ 1 一般事項

1) 橋梁や水門工事など工場製作工を含んだ工事の間接工事費の取扱について

鋼橋架設工や水門工などにおける大型ゴム支承等の工場製作工を必要とする資材に係る間接工事費の取扱については、積算体系（図-1）、工事費構成（図-2）及び工種区分などを考慮のうえ、対象となる諸経費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）を適切に選択すること。

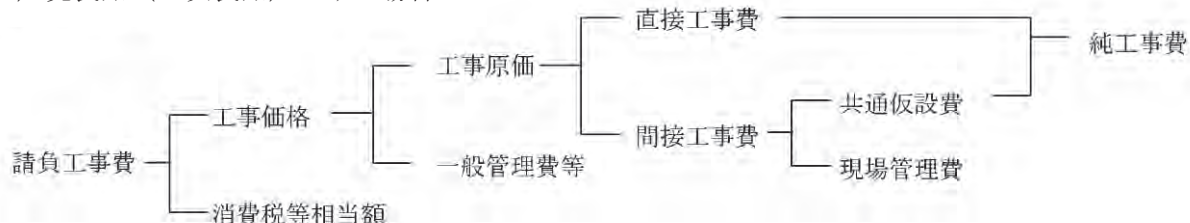
新素材などを用いた特殊な資材に係る間接工事費など判断が困難な場合は、各事業課及び技術調査課と協議すること。

図-1 積算体系

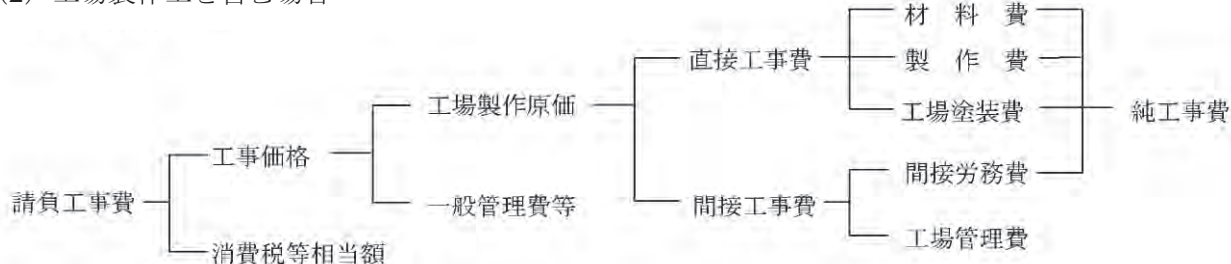


図-2 工事費構成

(1) 既製品（二次製品）のみの場合



(2) 工場製作工を含む場合



§ 2 橋梁工事における諸経費一覧表

工種区分	材料	工場 管理費	共通 仮設費	現場 管理費	一般 管理費	製作工 指定
鋼橋架設工事	支承 (鋼製・ゴム支承(鋼製部品付き))	×	×	×	○	7
	伸縮装置※1	×	×	×	○	7
	落橋防止構造※1 横変位拘束構造※1	×	×	×	○	7
	その他材料※1	×	×	×	○	7
	原板ブラスト及びプライマー	×	×	×	○	7
	工場塗装費	○	×	×	○	2
	鋼コンクリート合成床版材料費	-	×	○	○	8
	鋼コンクリート合成床版架設工	-	○	○	○	-
	鋼コンクリート合成床版 主桁上フランジシール材	-	○	○	○	-
	鋼コンクリート合成床版 接合部シール材	-	○	○	○	-
	鋼コンクリート合成床版 コンクリート工	-	○	○	○	-
	鋼コンクリート合成床版 養生工	-	○	○	○	-
	鋼コンクリート合成床版 鉄筋工	-	○	○	○	-
PC 橋工事	主桁	現場製作	-	○	○	-
		工場製作※2※3	-	×	○	8
		工場製作(ＰＣ板)※4	-	○	○	-
	支承(鋼製・ゴム支承※5)		-	○	○	-
	伸縮装置		-	○	○	-
	落橋防止構造 横変位拘束構造		-	○	○	-
	その他材料		-	○	○	-
河川・道路 構造物工事	支承(鋼製・ゴム支承※5)		-	○	○	-
	伸縮装置		-	○	○	-
	落橋防止構造 横変位拘束構造		-	○	○	-
橋梁保全工事	既製品※6※7		-	○	○	-
	工場製作品※6※7		※8	※8	※8	※8

凡例 ○：諸経費対象額に含める材料、×：諸経費対象額に含めない材料

※1：既製品（二次製品）による部材は、「橋梁付属工」の中で計上し、全ての率対象とする。

※2：桁等購入費に該当するもの。

※3：プレキャストセグメント桁の材料費は、現場管理費、一般管理費のみ対象とする。

※4：ＰＣ板の材料費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のみ対象とする。ただし、共通仮設費について、ＰＣ板特別調査見積条件が、現場荷下ろし価格となっている場合は、対象外とし、それ以外は対象とする。

※5：ゴム支承（鋼製部品付き）以外のパッド型ゴム支承、帯状ゴム支承も含まれる。

※6：既製品とは、実施設計書に使用する単価表、建設物価、積算資料に掲載されている既製資材（ボルト等）のほか、伸縮装置、排水装置、落橋防止装置、変位制限装置、支承、防護柵等の資材で単価が掲載されている資材と規格及び形状が類似し、かつ市場性のある資材を言う。

工場製作品とは、工場製作工により積算する鋼製資材のほか、既製の製品が無い又は市場性が無く個別に製造する資材として見積り等により価格を決定する資材を言う。

※7：見積徴収時に、見積単価に共通仮設費、現場管理費が含まれるか確認すること。

※8：鋼橋架設工事の諸経費に準ずる。

ゴム支承（鋼製部品付き）の定義について

ゴム支承は、ゴムと鋼板とを交互に積層して加硫接着させた構造が一般的ですが、図-1 のとおり分類されています。

ゴム支承（鋼製部品付き）とは、上下にゴム沓本体を固定する金属製のソールプレート（ソールプレート）を備えた構造の支承、建設物価に単価が掲載されていないゴム支承と考えてください。既設橋の支承取替に使用される支承高を抑えたゴム支承も含まれます。

パッド型ゴム支承（ゴム支承本体を上下部構造に固定しないで直接沓座に置くタイプで、建設物価に単価掲載）や帯状ゴム支承（弾性ゴムの中に、鉛直力によるゴムの膨出を抑制するための硬質ゴムまたは合成繊維で補強されたタイプ）はゴム支承（鋼製部品付き）には該当しません。

詳細は、道路橋支承便覧（社団法人日本道路協会）を参照願います。

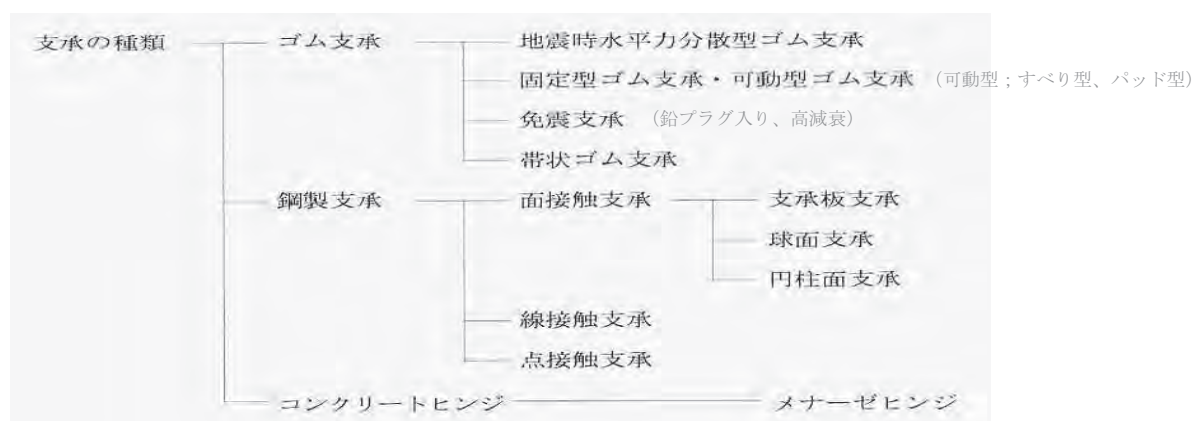


図-1 支承の種類

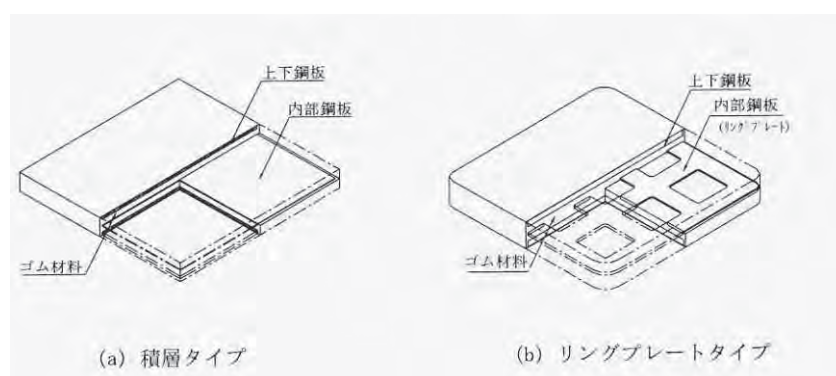


図-2 ゴム支承の構造例

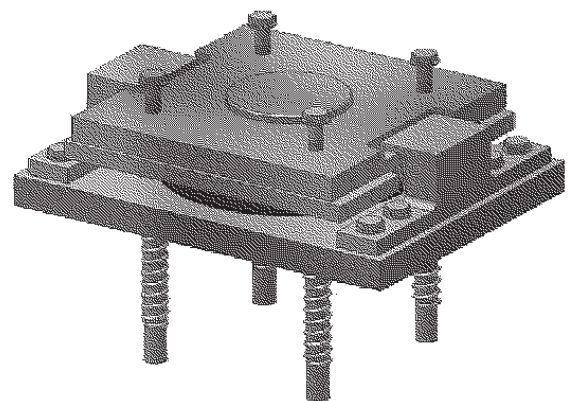
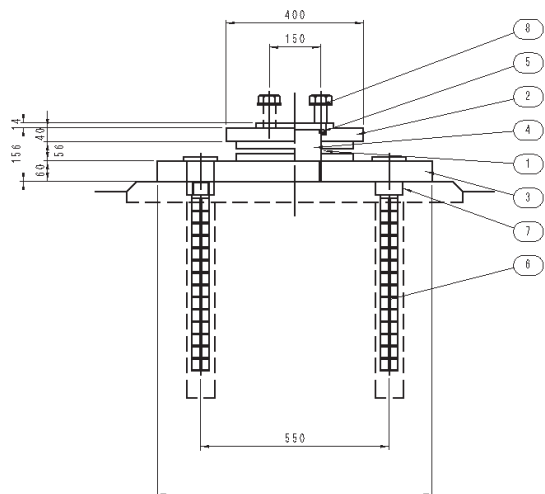
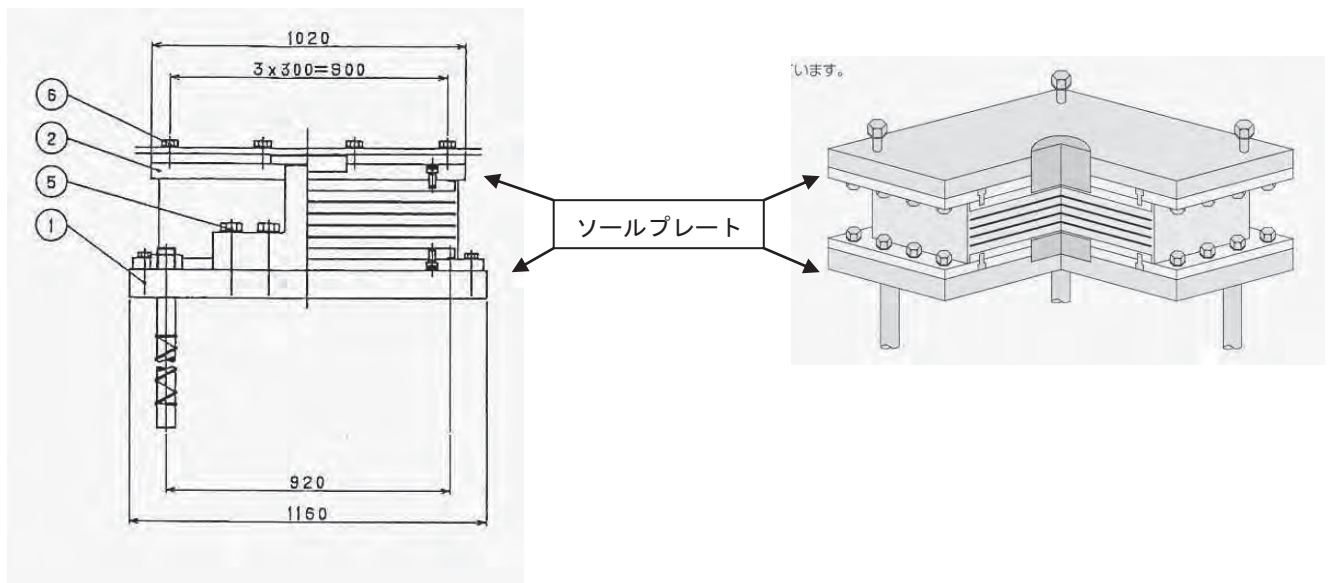


図-3 ゴム支承（鋼製部品付き）の一般的な構造例



図-4 パッド型ゴム支承

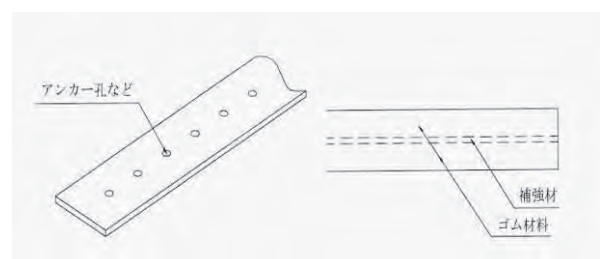


図-5 帯状ゴム支承の構造例

橋 梁 工

§ 3 鋼 橋

1) 積算様式例 (鋼橋上部)

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	指定	摘 要
本工事費						円	円		
鋼 橋 上 部									
工 場 製 作 工								1	
	製 作 費	式	1					2	間接労務費含む 2) 工場製作工 (1) 参照
	材 料 費	式	1					7	2) 工場製作工 (2) 参照 (注) 4
	副 資 材 費	t						7	数量には工場製作対象重量を計上
	原版プラスチック及びプライマー	m ²						7	工場管理費の対象としない
	工 場 塗 装 費	m ²						2	
純 工 事 費 計								3	
工 場 管 理 費								4	(純工事費－材料費－副資材費) × (工場管理費率)
工場製作原価計								5	(純工事費計) + (工場管理費)
工場製品輸送工									
	輸 送 工	t							〇〇～〇〇 L=〇〇km
鋼 橋 架 設 工									
	地 組 工	t							
	架 設 工	式	1						3) 架設工 参照
	現 場 継 手 工	本							
橋梁現場塗装工									
	現 場 塗 装 工	m ²							
床 版 工									
	支 承 工	個	1						(注) 4 金属支承、ゴム支承 (鋼製部品付き)
橋梁付属物工									
	伸 縮 装 置 工	式	1						※ (注) 5
	落橋防止システム設置工	式	1						※ (注) 5 落橋防止構造、横変位拘束構造、段差防止構造
	排 水 装 置 工	式	1						(注) 4 排水樹
	地 覆 工	m							
	橋 梁 用 防 護 柵 工	m							※ (注) 5
	橋 梁 用 高 欄 工	m							※ (注) 5
	検 査 路 工	t							※ (注) 5
	親 柱 工	基							
	銘 板 工	枚	6						橋名板4枚 橋歴版2枚
	照 明 工	基							
舗 装 工									
	舗 装 準 備 工	m ²							勾配コンクリート
	橋 面 防 水 工	m ²							橋面防水、端部目地、スラドレインおよび縦横断排水装置
	アスファルト舗装工	m ²							車道部はポリマー改質アスファルトⅢ型-W
仮 設 工									あるいは消石灰入り
	交 通 管 理 工	式	1						
直 接 工 事 費 計									
	共 通 仮 設 費	式	1						(率計算)
	運 搬 費	式	1						
	準 備 費	式	1						
	事業損失防止施設費	式	1						
	安 全 費	式	1						
	役 務 費	式	1						
	技 術 管 理 費	式	1						
	営 繕 費	式	1						
	イメージアップ経費	式	1						
共 通 仮 設 費 計									
純 工 事 費 計									(直接工事費計) + (共通仮設費計)
現 場 管 理 費									(純工事費計) × (現場管理費率)
架設工事原価計									(純工事費計) + (現場管理費)
工 事 原 価 計									(工場製作原価計) + (架設工事原価計)
一 般 管 理 費 等									(工事原価計) × (一般管理費率等)
(工事監理連絡会)									
工 事 価 格 計									(工事原価計) + (一般管理費等)
消 費 税 相 当 額									(工事価格計) × (消費税率)
請 負 工 事 費									(工事価格計) + (消費税相当額)

- (注) 1. 重量 (t 数) はkgまでとする。
2. 桁材輸送費は千葉県市原市、富津市又は愛知県半田市からの距離を用いて計算し、輸送距離を明示して積算する。
ただし、入札参加者の桁製作工場が前記と異なっている場合は、設計変更の対象とするため、あらかじめ、特記仕様書にて明示する。
3. 鋼橋桁等の輸送に係る間接費 (対象額に対する率計算の場合) の積算は、「土木工事標準積算基準書 第Ⅰ編第2章②間接工事費」による。
4. 金属支承、ゴム支承 (鋼製部品付き)、排水樹及び橋名板の材料費については、「工場製作工」の材料費に計上する。
5. ※印の材料費については、二次製品による部材は「橋梁付属物工」の中で計上し、工場製作による部材は「工場製作工」の材料費に計上する。
6. 「足場工」および「防護工」については、「仮設工」の中に計上すること。
7. 原板プラスチック及びプライマーについては、工場管理費の対象としない。

2) 工場製作工

(1) 製作費明細表

(1式)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
直 接 労 務 費		人	Y			
間 接 労 務 費		式	1			(直接労務費) × (間接労務費率)
計						

全体製作工数 (Y) の計算 「土木工事標準積算基準書 第IV編第7章①鋼橋製作工」による

$$Y = \{ (Y1 + Y2) \times K + Y3 + Y4 \} \times (1 + \alpha) \times (1 + \beta) \times (1 + \gamma) \times (1 + \delta) + Y5$$

Y1: 本体の加工組立工数

Y2: 本体の溶接工数

Y3: 本体の仮組立工数

Y4: 対傾構及び横構組立工数 (単純鈑桁・連続鈑桁のみ)

Y5: 付属物製作工数

α : 重連による補正率 (%)

β : 斜橋又は曲線橋による補正率 (%)

γ : 桁高変化による補正率 (%)

δ : 平均支間長による補正率 (%)

K: 570材相当品による影響割増 (%)

(2) 材料費明細表

名 称	品 種	単位	数量	単価	金額	摘 要
普 通 鋼 材 中 厚 板	SS400	t				非溶接構造用鋼
	SM400A	t				溶接構造用鋼
	SM400B	t				"
	SM400C	t				"
	SM490A	t				"
	SM490B	t				"
	SM490C	t				"
	SM490YA	t				"
	SM490YB	t				"
	SM520B	t				"
	SM520C	t				"
	SM570(Q)	t				"
耐候性鋼材中厚板	SMA400AW	t				"
	SMA400BW	t				"
	SMA400CW	t				"
	SMA490AW	t				"
	SMA490BW	t				"
	SMA490CW	t				"
	SMA570W(Q)	t				"
平 等 辺 山 形 鋼		t				
溝 形 鋼		t				
I 形 鋼		t				
C T 形 鋼		t				
スタッドジベル		t				※(注)4
加工鋼重計	(t) (〇〇.〇〇〇)					
名 称	品 種	単位	数量	単価	金額	摘 要
高 力 ボ ル ト		t				
ト ル シ ア ボ ル ト		t				
支 承		個				金属支承、大型ゴム支承
排水柵		t				
橋 名 板		枚				
検 査 路		t				工場製作の場合
鋼 製 伸 縮 継 手		t				"
落 橋 防 止 装 置		t				"
鋼 製 排 水 管		t				"
橋 梁 用 防 護 柵		t				"
橋 梁 用 高 欄		t				"
小 計	(t) (〇〇.〇〇〇)					
計	(t) (〇〇.〇〇〇)					

- (注) 1. 検査路、鋼製伸縮継手、落橋防止装置、鋼製排水管、橋梁用防護柵、橋梁用高欄、については、工場製作の対象となるものについて計上すること。
2. 架設工では、高力ボルト、トルシアボルトの材料費の計上は行わない。
3. 弾性シーラ材、硬質バックアップ材、軟質バックアップ材、止水ゴムパッキンについては、鋼製伸縮継手の中で計上すること。
4. スタッドジベルの設置手間は、工場製作の中に含まれるものと考え、材料費のみを計上すること。

3) 架設工

(1) 架設工（トラッククレーンによるステージング工法）明細表

(1式)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
主 桁 架 設 工		t				
トラッククレーン賃料		式	1			
機 械 器 具 損 料		式	1			
ベ ン ト 設 備 費		式	1			
ベ ン ト 基 礎 工		式	1			
計						

(2) トラッククレーン賃料、機械器具損料明細表

(1式)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
主 ク レ ー ン 賃 料		日				
補 助 ク レ ー ン 賃 料		日				
架 設 工 具 損 料		供用日				
発 動 発 電 機 賃 料		供用日				
ドリフトピン損料		供用日				
仮 締 ボ ル ト 損 料		供用日				
計						

(3) ベント設備（設置・撤去及び損料）明細表

(1式)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
橋 梁 世 話 役		人				
橋 梁 特 殊 工		人				
普 通 作 業 員		人				
ベ ン ト 設 備 損 料		供用日				
ベ ン ト 用 足 場 損 料		供用日				
諸 雑 費		式	1			
計						

(4) ベント基礎（設置・撤去及び損耗）明細表

(1式)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
橋 梁 世 話 役		人				
橋 梁 特 殊 工		人				
普 通 作 業 員		人				
ベ ン ト 基 礎 損 料		供用日				
諸 雑 費		式	1			
計						

(5) 床版工明細表

(1式)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
コ ン ク リ ー ト 工	床 版	m ³				「第Ⅱ編第4章①コンクリート工」による
〃	地 覆	m ³				「第Ⅱ編第4章①コンクリート工」による
型 枠 工	床 版	m ²				「第Ⅳ編第7章⑤鋼橋床版工」による
〃	地 覆	m ²				「第Ⅱ編第4章②型枠工」による
埋 設 型 枠 工		m ²				「第Ⅱ編第4章②型枠工」による
鉄 筋 工		t				
養 生 工		m ²				「第Ⅳ編第7章⑤鋼橋床版工」による
計						

- (注) 1. 鉄筋加工組立費については「市場単価方式」による。
 2. 養生面積は床版面積とし、「土木工事標準積算基準書（第Ⅱ編第4章①コンクリート工）」による養生費は計上しない。なお、冬期保温養生等、特別の措置を必要とする場合は、別途計上する。

§ 4 コンクリート橋

1) 積算様式例（プレテンション桁）

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	指定	摘 要
本工事費						円	円		
コンクリート橋上部									
コンクリート主桁製作工								8	
プレテンション桁購入工				本				8	プレテンション桁（工場製品）を購入する場合
工場製品輸送工									
輸 送 工				t					桁単価を現場持込単価とした場合は不要
コンクリート橋架設工									
架 設 工				式	1				
床版・横組工				式	1				
支 承 工				個					
橋梁付属物工									
伸縮装置工				式	1				
落橋防止システム設置工				式	1				落橋防止構造、横変位拘束構造および段差防止構造
排水装置工				式	1				
地 覆 工				m					
橋梁用防護柵工				m					
橋梁用高欄工				m					
親 柱 工				基					
銘 板 工				枚	6				橋名板4枚 橋歴版2枚
照 明 工				基					
舗 装 工									
舗装準備工				m ²					調整コンクリート
橋面防水工				m ²					橋面防水、端部目地、スラブドレンおよび縦横断排水装置
アスファルト舗装工				m ²					車道部はポリマー改質アスファルトⅢ型-W
仮 設 工				式	1				あるいは消石灰入り
交通管理工				式	1				
直接工事費計									
共通仮設費				式	1				（率計算）
運 搬 費				式	1				
準 備 費				式	1				
事業損失防止施設費				式	1				
安 全 費				式	1				
役 務 費				式	1				
技 術 管 理 費				式	1				
営 繕 費				式	1				
イメージアップ経費				式	1				
共通仮設費計									
純工事費計									（直接工事費計）＋（共通仮設費計）
現場管理費									（純工事費計）×（現場管理費率）
工事原価計									（純工事費計）＋（現場管理費）
一般管理費等									（工事原価計）×（一般管理費率等）
（工事監理連絡会）									
工事価格計									（工事原価計）＋（一般管理費等）
消費税相当額									（工事価格計）×（消費税率）
請 負 工 事 費									（工事価格計）＋（消費税相当額）

- （注）1. 桁材輸送費は秦野市、掛川市、森町、豊橋市のうち最も近距離より計算し積算するものとし、あらかじめ特記仕様書にて明示する。
2. 鋼橋桁等の輸送に係る間接費（対象額に対する率計算の場合）の積算及び共通仮設費の対象額については、
「土木工事標準積算基準書 第Ⅰ編第2章②間接工事費」による。
3. 一般図により入札を行う場合には、設計検討料を技術管理費に計上すること。（「§ 3 一般図入札要領」参照）
4. 「足場工」および「防護工」については、「仮設工」の中に計上すること。

2) 積算様式例（ポストテンション桁）

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	指定	摘 要
本工事費						円	円		
コンクリート橋上部									
コンクリート主桁製作工									
			ポストテンションT桁製作工	本					主桁を現場で製作する場合
コンクリート橋架設工									
			架 設 工	式	1				
			床版・横組工	式	1				
			支 承 工	個					
橋梁附属物工									
			伸縮装置工	式	1				
			落橋防止システム設置工	式	1				落橋防止構造、横変位拘束構造および段差防止構造
			排水装置工	式	1				
			地 覆 工	m					
			橋梁用防護柵工	m					
			橋梁用高欄工	m					
			親 柱 工	基					
			銘 板 工	枚	6				橋名板4枚 橋歴版2枚
			照 明 工	基					
舗 装 工									
			舗装準備工	m ²					調整コンクリート
			橋面防水工	m ²					橋面防水、端部目地、スラブドレンおよび縦横断排水装置
			アスファルト舗装工	m ²					車道部はポリマー改質アスファルトⅢ型-W
仮 設 工									
			交通管理工	式	1				あるいは消石灰入り
直接工事費計									
			共通仮設費	式	1				(率計算)
			運 搬 費	式	1				
			準備費	式	1				
			事業損失防止施設費	式	1				
			安 全 費	式	1				
			役 務 費	式	1				
			技 術 管 理 費	式	1				
			営 繕 費	式	1				
			イメージアップ経費	式	1				
共通仮設費計									
純工事費計									(直接工事費計) + (共通仮設費計)
現場管理費									(純工事費計) × (現場管理费率)
工事原価計									(純工事費計) + (現場管理費)
一般管理費等									(工事原価計) × (一般管理费率等)
(工事監理連絡会)									
工事価格計									(工事原価計) + (一般管理費等)
消費税相当額									(工事価格計) × (消費税率)
請負工事費									(工事価格計) + (消費税相当額)

- (注) 1. 架設機械器具の運搬は東京又は名古屋の近い方とし、これより近距離に工場を持つ業者と契約した場合は契約後変更し、あらかじめ特記仕様書にて明示する。
2. 仮設工として、桁製作場整地等を計上すること。
3. 一般図により入札を行う場合には、設計検討料を技術管理費に計上すること。（「§3 一般図入札要領」参照）
4. 「足場工」および「防護工」については、「仮設工」の中に計上すること。

3) 積算様式例（プレキャストセグメント桁）

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	指定	摘 要
本工事費						円	円		
コンクリート橋上部									
コンクリート主桁製作工								8	
			プレキャストセグメント購入工	本				8	プレキャストセグメント（工場製品）を購入する場合
工場製品輸送工									
			輸 送 工	t					桁単価を現場持込単価とした場合は不要
コンクリート主桁組立工									
			プレキャストセグメント主桁組立工	本					
コンクリート橋架設工									
			架 設 工	式	1				
床版・横組工									
			支 承 工	個					
橋梁付属物工									
			伸 縮 装 置 工	式	1				
			落橋防止システム設置工	式	1				落橋防止構造、横変位拘束構造および段差防止構造
			排水装置工	式	1				
			地 覆 工	m					
			橋梁用防護柵工	m					
			橋梁用高欄工	m					
			親 柱 工	基					
			銘 板 工	枚	6				橋名板4枚 橋歴版2枚
			照 明 工	基					
舗 装 工									
			舗 装 準 備 工	m					調整コンクリート
			橋 面 防 水 工	m					橋面防水、端部目地、スラットレソおよび縦横断排水装置
			アスファルト舗装工	m					車道部はポリマー改質アスファルトⅢ型-W
仮 設 工									あるいは消石灰入り
			交 通 管 理 工	式	1				
直接工事費計									
			共 通 仮 設 費	式	1				(率計算)
			運 搬 費	式	1				
			準 備 費	式	1				
			事業損失防止施設費	式	1				
			安 全 費	式	1				
			役 務 費	式	1				
			技 術 管 理 費	式	1				
			営 繕 費	式	1				
			イメージアップ経費	式	1				
共通仮設費計									
純工事費計									(直接工事費計) + (共通仮設費計)
現場管理費									(純工事費計) × (現場管理費率)
工事原価計									(純工事費計) + (現場管理費)
一般管理費等									(工事原価計) × (一般管理費率等)
(工事監理連絡会)									
工事価格計									(工事原価計) + (一般管理費等)
消費税相当額									(工事価格計) × (消費税率)
請負工事費									(工事価格計) + (消費税相当額)

- (注) 1. 桁材輸送費は秦野市、掛川市、森町、豊橋市のうち最も近距離より計算し積算するものとし、あらかじめ特記仕様書にて明示する。
2. 鋼橋桁等の輸送に係る間接費（対象額に対する率計算の場合）の積算及び共通仮設費の対象額については、「土木工事標準積算基準書 第Ⅰ編第2章②間接工事費」による。
3. 一般図により入札を行う場合には、設計検討料を技術管理費に計上すること。（「§3 一般図入札要領」参照）
4. 「足場工」および「防護工」については、「仮設工」の中に計上すること。

4) 製作工

(1) 主桁製作工明細表

(1式)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
外 桁		本				
中 桁		本				
仮 置 工		本				
機 械 器 具 損 料		式	1			
鋼製主桁製作台設置・撤去		m				
門型クレーン設置・撤去	3.0t吊	式	1			
軌道設置・撤去	30kg/mレール	m				
計						

(2) 主桁製作工（外桁、中桁）1本当り明細表

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
鉄 筋 工		t				
P C ケ ー ブ ル 工		m				
コ ン ク リ ー ト 工	40-8-25	m ³				
緊 張 工		ケーブル				
主 桁 製 作 台 整 正 工		本	1			
計						

5) 架設工

(1) 架設工（トラッククレーンによる）明細表

(1式)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
主 桁 架 設 工		日				
小 運 搬 費		日				
計						

(2) 架設工（架設桁による）明細表

(1式)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
主 桁 架 設 工		本				
架設機械据付・解体工		式	1			
架設機械移動工		回	1			
軌道設置・撤去工		m				
機械器具費		式	1			
ア ン カ ー 工		個				
諸 雑 費		式	1			
計						

(3) 床版・横組工明細表

(1式)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
型 枠 工		m ²				
埋 設 型 枠 工		m ²				「第Ⅱ編第4章②型枠工」による
鉄 筋 工		t				
コ ン ク リ ー ト 工		m ³				
横 締 工		式	1			
緊 張 工		本				
機械器具損料		式	1			
計						

§ 5 橋梁保全工事（鋼橋及びコンクリート橋）

1) 積算様式例（橋梁保全工事）

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	指定	摘 要
本工事費						円	円		
橋梁保全工事									
工場製作工 ※1								1	
		製作費	式	1				2	間接労務費含む 2) 工場製作工 (1) 参照
		材料費	式	1				7	2) 工場製作工 (2) 参照 ※3
		副資材費	t					7	数量には工場製作対象重量を計上
		原版プラスチック及びプライマー	m					7	工場管理費の対象としない
		工場塗装費	m					2	
純工事費計								3	
工場管理費								4	(純工事費－材料費－副資材費) × (工場管理費率) ※2
工場製作原価計								5	(純工事費計) + (工場管理費)
工場製品輸送工									
		輸送工							〇〇～〇〇 L=〇〇km
橋梁床版工									
		床版補強工							※3
		床版増厚補強工							
橋梁付属物工									
		伸縮継手工							※3
		落橋防止装置工							※3
		排水施設工							※3
		地覆工							
		橋梁用防護柵工							※3
		橋梁用高欄工							※3
		検査路工							※3
		沓座拡幅工							
橋脚巻立て工									
		鉄筋コンクリート巻立て工							
		鋼板巻立て工							※3
		ホリマーセメントモルタル吹付け工							
橋梁補修工									
		橋梁地覆補修工							
		支承取替工							※3
		ひび割れ補修工							
		断面修復工							
		表面被覆工							
現場塗装工									
		橋梁塗装工							
構造物撤去工									
		構造物取壊し工							
		運搬処理工							
仮設工									
		工事用道路工							
		仮橋・仮棧橋工							
		土留・仮締切工							
		交通管理工							
直接工事費計									
		共通仮設費	式	1					(率計算)
		運搬費	式	1					
		準備費	式	1					
		事業損失防止施設費	式	1					
		安全費	式	1					
		役務費	式	1					
		技術管理費	式	1					鉄筋探査工
		営繕費	式	1					
共通仮設費計									
純工事費計									(直接工事費計) + (共通仮設費計)
現場管理費									(純工事費計) × (現場管理費率)
架設工事原価計									(純工事費計) + (現場管理費)
工事原価計									(工場製作原価計) + (架設工事原価計)
一般管理費等									(工事原価計) × (一般管理費率等)
(工事監理連絡会)									
工事価格計									(工事原価計) + (一般管理費等)
消費税相当額									(工事価格計) × (消費税率)
請負工事費									(工事価格計) + (消費税相当額)

(注)

- ※1 製作工指定の設定を行っていない配列が工場製作工の中に含まれる場合は、正常に集計が行われなくなるため注意すること。
製作工指定”1,4,5”は種別に指定、”2,3,7”は細別に指定すること。
- ※2 工場塗装に係る材料費は除く。
- ※3 既製品は「橋梁付属物工」又は「橋梁補修工」の中で計上し、**工場製作品**は「工場製作工」の材料費に計上する。
ゴム支承（鋼製部品付き）は工場製作品として特別調査を実施し、「工場製作工」材料費に計上する。
パッド型ゴム支承、帯状ゴム支承は「橋梁補修工」の中に材料費を計上する。
ゴム支承（鋼製部品付き）の定義については別紙-1を参照のこと。

§ 6 一般図入札要領

詳細設計を行わないで、一般図により入札を行う場合には、次の措置を講ずるものとする。

1. 入札条件を附す。
2. 設計料を計上する。

(解説)

1. 一般図

- (1) 一般図は、側面図、平面図、断面図、設計条件を網羅するもので、過去の実例、図集、専門的意見等から総合的に判断される最適橋種又は型式を選定する方法によるか、予備設計の結果を用いる。
- (2) 側面図には、地盤高、計画高、計画縦断勾配、地質柱状図等と共に、上下部構造の概略側面図を描き、橋長、桁長、支間長等を記入する。
- (3) 平面図は、橋長、幅員、線形要素、測点、橋台、橋脚位置を記入するほか、現地状況、取付道路、仮橋、現橋等が明示された概略平面図とする。
- (4) 断面図は、支点上と支間中央、必要に応じその他の部分を表す図面に、幅員、幅員構成、床版厚、舗装厚、横断勾配、桁本数、桁高等を明示したものとする。
- (5) 下部工断面図は、必要に応じて側面図で表す。

設計条件には、次の事項を明示する。

設計荷重、橋種、桁下制限高、桁高、桁本数、桁間隔、横断勾配、緩和区間の処理、設計の基準となる示方書、仕様書、指針、文献等のほか、設計上特に留意すべき事項。

2. 入札条件

入札条件には、次の事項を記載した書類を、設計書の表紙の下に添付する。(4. 参考資料参照)

提出期限 契約後〇〇日以内

提出書類名 設計計算書、線形計算書、設計図、数量計算書、製作要領書、
施工計画書、架設計画書、輸送計画書、比較資料、参考資料、文献、その他

設計変更 詳細設計により設計内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

3. 設計料

- (1) 検討料として、「設計業務等標準積算基準書」により橋梁詳細設計（コンクリート上部工（予備あり））の直接人件費のみを技術管理費に計上し、現場管理費及び一般管理費等の対象とする。
- (2) 設計協議歩掛は必要に応じ計上する。

6. 参考資料

入 札 条 件

- 1 本工事は、一般図により入札するものであるので、以下により詳細設計を行い、監督員の承認をうけるものとする。
 - 1) 提出期限 契約後 日以内（設計計算書、設計図以外は 日以内）
 - 2) 提出書類 設計計算書、線形計算書、設計図、数量計算書、製作要領書、
施工計画書、架設計画書、輸送計画書、比較資料、参考資料、文献、その他
 - 3) そ の 他 契約後 日以内に、設計条件、仕様等について設計協議を行うこと。
詳細設計は、静岡県業務委託共通仕様書による。
- 2 詳細設計により契約内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 3 詳細設計後、以下のとおり施工計画協議を行うこと。
 - 1) 協議期日 契約後 日以内
 - 2) 出 席 者 現場代理人、主任技術者、他
 - 3) 提出書類 事前調査報告書、設計書、図面、仕様書、現場条件等の調査報告書等
施工計画書（土木工事共通仕様書第1章総則1-1-4等）

§ 7 その他

1 鋼橋

(1) 材料費

1) 支承

鋼橋のゴム支承（鋼製部品付き）は、特別調査によるものとする。

鋼橋の支承材料費（鋼製・ゴム支承（鋼製部品付き））については、工場製作品扱いとし、一般管理費のみ対象とする。

2) 鋼製材料

鋼橋使用材料は、管理費区分を一般管理費のみ対象とし、スクラップは全ての間接費の対象としないものとする。

3) スタッドジベル

スタッドジベルの設置手間は、工場製作の中に含まれるものと考え、材料費のみ計上する。

ただし、鋼コンクリート合成床版における主桁部・底鋼板部のスタッドジベルについては、材料費及び製作費は特別調査価格に含まれるため別途計上しないこと。

(2) 橋桁等の運搬費

1) 鋼橋等の運搬費

鋼橋等の運搬費は、「土木工事標準積算基準書」に示す、鋼橋工場製作輸送費の回帰式を用いて積算する。ただし、回帰式に適合しないものについてのみ、共通仮設費の運搬費で計上するものとし、直接工事費で計上する。

運搬距離については、有効数字2桁（3桁目四捨五入）とする。ただし、運搬距離が100km未満の場合は、有効数字1桁（2桁目四捨五入）とする。

2) 仮設材

仮設材（バント材・ケーブルクレーン・ケーブルエレクション設備等）の運搬については、共通仮設費（率分）に含まれるため計上しない。

3) 運搬対象質量

運搬対象質量は、加工質量とする。

4) 運搬費の条件

運搬費の条件は、上部構造形式の完成形で判断するものとする。

5) 設計変更

契約締結後、当該工事の入札参加者の最寄りの橋梁製作工場から架設位置までの距離を計算し、当初積算時と異なっている場合は、設計変更の対象とするため、下記事項を特記仕様書に記載すること。

[特記仕様書記載例]

第〇条

運搬距離は、下表に示す運搬基地から架設位置までの最短経路にて計算しているが、契約締結後に、当該工事の入札参加者（※）の最寄りの橋梁製作工場から架設位置までの最短経路にて計算し、当初計算した距離と異なっている場合は、設計変更の対象とする。

※入札参加者については、予定価格超過者や入札無効になった者は除く

運搬基地	運搬距離
〇〇（市町村役場名・橋梁製作工場）	L=〇〇km

なお、上表については積算上の考えを示したものであり、運搬基地や運搬距離を指定するものではない。

(3) 鋼コンクリート合成床版

1) 設計図面

標準断面図・展開図を設計図面とする。(製品が指定される図面は設計図面としない。)

2) 数量表

数量表は以下を参考とする。

名称	規格	単位	数量	適用
鋼コンクリート 合成床版工	耐候性 又は ○系塗装	m2	○○○	コンクリート・鉄筋・シール工（シール材のロスを含む）及びコンクリートとの接合部分（主桁部、底鋼板部、縦桁部※1のスタッドジベル等）側鋼板、添接部の現場塗装（増塗り）、高力ボルトの頭部塗装（増塗り）を含む。

※1は該当がある場合のみ記載する

3) 積算方法

積算については、標準断面図・展開図及び特記仕様書を見積条件として、床版施工費（製品費・設置費）及び床版施工費（コンクリート・鉄筋等）を含む全体の工事費について特別調査を行い、価格を決定する。

4) 積算方法の参考例

①工事費等調査については、別紙-1に示すように見積条件及び添付資料を提示し、依頼する。

②工事費等調査報告書は別紙-2に示すように報告される。取り扱いは以下のとおりとする。

②-1 数量

工事費等調査で単価表として、コンクリート等の数量まで報告されるため、それを積算数量とする。

②-2 単価

工事費等調査で報告される単価表は、全て官積単価（機・労）に置き換えた上で採用する。

なお、単価表に含まれる材料費については、建設資材等調査として、この中で一括調査するため、そのまま採用する。

②-3 管理費区分

鋼コンクリート合成床版の積算における管理費区分は「土木工事標準積算基準書」の通りであり単価表は下記のとおりとする。

見積参考資料の参考事項に下記単価表のとおり条件明示を行うこと。

【単価表】

名称	規格	単位	数量	管理費区分
鋼コンクリート合成床版 製品費		m2		現場管理費・ 一般管理費のみ対象
鋼コンクリート合成床版 架設工（側鋼版含む）		m2		全ての間接費の対象
移動式クレーン運転費 （賃料）		日		全ての間接費の対象
架設工具損料		供用日		全ての間接費の対象
発動発電機賃料		供用日		全ての間接費の対象
コンクリート	30-12-25N 高性能 AE 減水剤入 （膨張剤入）	m3		全ての間接費の対象
養生（鋼橋床板）		m2		全ての間接費の対象
鉄筋工	SD345 D●●	t		全ての間接費の対象

主桁フランジシール材		m		全ての間接費の対象
鋼コンクリート合成床版 接合部シール材		m		全ての間接費の対象
現場塗装 (高力ボルト連結部)	F-11 系 (下塗り 1 層増塗)	m ²		全ての間接費の対象
現場塗装 (高力ボルト連結部)	F-11 系 (下塗り 1 層増塗) (ボルト頭部)	m ²		全ての間接費の対象

③高力ボルトの頭部塗装

高力ボルトの頭部塗装については、特別調査結果より算出された面積分を計上する。

鋼コンクリート合成床版における特別調査の条件明示

名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
鋼コンクリート合成床版工		m2	000	△△△	□□□	
(見積条件)						
1. 上記価格は直接工事費とし、消費税等は含まない。						
2. 鋼コンクリート合成床版は、道路橋示方書に示す性能を満足するものとし、橋建協標準合成床版（平成 年 月（一社）日本橋梁建設協会）に記載されている製品と同等品以上の性能を有するものとする。						
3. 上記の単価は、合成床版の材料費（底鋼板、スタッドジベル（主桁部・鋼板部）、側鋼板、側鋼板シール、連結部の高力ボルトを含む）及び設置費、床版の鉄筋・コンクリート施工費（材工共）、シール工の施工費（材工共）等の施工費（材工共）を含んだ価格とする。						
4. 鋼コンクリート合成床版の材料費は、間接労務費・工場管理費込の現着単価とする。なお、底鋼板は（耐候性仕様又は塗装仕様）とする。						
5. 連結部及び高力ボルト頭部における塗装面積及びシール材の延長を鋼コンクリート合成床版架設工の備考欄に記載すること。ただし、連結部及び高力ボルトにおける塗装費用は含まない。						
(添付資料)						
1. 標準断面図及び展開図						
2. 特記仕様書						

工事費等調査報告書

1. 調査概要

業務名称	
事務所名	
工事件名	

調査実施機関	
調査対象業者	
調査方法	

2. 調査結果

名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
鋼コンクリート 合成床版工		m2	〇〇〇	△△△	□□□	第1号単価表
(価格条件)						

第1号単価表		鋼コンクリート合成床版工				〇〇〇m ² 当り	
名称	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考	
鋼コンクリート合成床版材料費		m ²	〇〇〇	△△△	□□□	底鋼板、スタッドジベル（主桁部・鋼板部）、側鋼板、連結部の高カボルトを含む	
鋼コンクリート合成床版架設工	クレーン機種	m ²	〇〇〇	△△△	□□□	【現場塗装】 ・連結部〇〇〇m ² ・高カボルト頭部〇〇〇m ² 【シール材】 ・主桁上フランジシール材〇m ・合成床版部シール材〇m	
コンクリート工		m ³	〇〇〇	△△△	□□□		
養生工		m ²	〇〇〇	△△△	□□□		
鉄筋工	鉄筋規格	t	〇〇〇	△△△	□□□		
(価格条件)							
1. 鋼コンクリート合成床版材料費にスタッドジベル施工手間を含む。							
2.							
3.							
4.							

2 コンクリート橋

(1) 材料費

1) 支承

コンクリート橋のゴム支承（鋼製部品付き）は、特別調査によるものとする。

コンクリート橋の支承材料費については、二次製品扱いとし、全ての間接費の対象とする。

2) 伸縮継手

コンクリート橋の伸縮継手材料費については、二次製品扱いとし、全ての間接費の対象とする。

3) 検査路

コンクリート橋の検査路材料費については、二次製品扱いとし、全ての間接費の対象とする。

また、支承廻りの検査路の設置費については、「土木工事標準積算基準書」鋼橋架設工の検査路架設工によるものとする。

なお、「土木工事標準積算基準書」鋼橋架設工の検査路架設工の数量は加工鋼材質量（ボルトなどの質量は含めない）とする。

(2) P Cコンポ橋

1) プレキャストセグメント桁及びP C板の材料費

プレキャストセグメント桁及びP C板の材料費は、現場管理費、一般管理費のみ対象とする。

1 間接工事費の適用工種区分について

間接工事費の適用工種については以下の表のとおりとする。

プレストレス力導入方式		適用工種区分	備考
プレテンション桁（既製桁）		河川・道路構造物	プレビーム合成桁も含む
ポストテンション桁	現場製作	P C 橋工事	
	セグメント桁 （工場製作）	P C 橋工事	

2 プレビーム合成桁製作について

- 1) プレビーム合成桁の橋梁では、鋼桁製作工数に仮組立工数を計上しない。
- 2) スタッヂベルの設置手間は、工場製作の中に含まれるものと考え、材料費のみを計上すること。
- 3) プレビーム合成桁橋においては、ゴム支承（鋼製部品付き）は工場製作原価の直接工事費に計上せず、架設工事原価の直接工事費に含め間接工事費の算定対象とすること。

3 その他

- 1) 落橋防止用シースの材料は、V P 管を標準とする。積算は材料費のみ計上とする。
（ロス率は考慮しない）
- 2) 踏掛版（施工パッケージ）が適用できない場合は、積み上げにて積算するものとし、踏掛版の支承材据付費は、P C 橋架設工ゴム支承 A タイプ（プレテンション床版橋用簡易タイプ）歩掛を準用する。
- 3) 鋼板巻立て工や鋼板接着工に使用する鋼板については、接着面への二次素地調整は行わないこと。
- 4) 鋼橋上部工事において、落橋防止構造等（§1 鋼橋 積算様式例（鋼橋上部）の※6に該当するもの）を設置する場合は、使用部材のうち二次製品である部材は「橋梁付属物工」に、工場製作である部材は「工場製作工」に材料費を計上すること。

諸雑費の取扱いについて

1 諸雑費の取扱い

(イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(ロ) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。ただし、その直前の計がすでに有効数字4桁となっている場合には諸雑費は0円とする。

(例)

〇〇機械運転1日当り単価表

名 称	規格	単位	数量	単価	金額
機械運転費		日	1	84,510	84,510
諸 雑 費		式	1		0
合 計					84,510

注) 上記単価表が100m² 当りの場合の単価は小数点以下が切捨てられ、845 円/m² となる。

2 歩掛表等の数値

歩掛表の労力及び機械の運転時間の数値は1 以上の場合は、小数点以下1 位までとし2 位以下は四捨五入とする。ただしその数値が1 未満の場合は小数以下2 位までとし、3 位を四捨五入するものとする。

なお、歩掛表に労力及び機械の運転時間が示されているものについては、本基準にかかわらず歩掛表の数値を使用するものとする。

建設機械等賃料の取扱いについて

1 建設機械等賃料を算定するに当たっては、リース期間に拘わらず両調査会（建設物価調査会、経済調査会）発行の物価資料掲載賃料に長期割引率を乗じ、平均した賃料を使用する。

長期割引率は、下表による。

区 分	長期割引率（B）
クレーン以外の建設機械	物価資料掲載の割引率
クレーン※（クローラクレーンを除く）	物価資料掲載の割引率

※トラッククレーン、ラフテレーンクレーンの賃料には、燃料・油脂費が含まれている。

※トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、クローラクレーンの賃料には、オペレーターを含む。

2 クローラクレーンの日当たり賃料については、物価資料掲載の1 月あたり保証日数を用いて算出する。

3 賃料の数値の丸め方については、有効数字4 桁目を切り捨てし、有効数字3 桁で表示する。

4 計算例（数字は実際の単価とは異なります。）

(1) ブルドーザ（普通）3 t

物価資料①（中部）——— 6,600円/日

物価資料②（中部）——— 6,600円/日

$$6,600\text{円/日} \times (1 - \text{長期割引率} (=0.35)) = 4,290$$

$$6,600\text{円/日} \times (1 - \text{長期割引率} (=0.35)) = 4,290$$

$$\therefore \text{設計賃料} = 4,290\text{円/日}$$

(2) ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型）35 t 吊

物価資料①（中部）——— 74,000円/日

物価資料②（中部）——— 72,000円/日

$$74,000\text{円/日} \times (1 - \text{長期割引率} (=0.20)) = 59,200$$

$$72,000\text{円/日} \times (1 - \text{長期割引率} (=0.20)) = 57,600$$

$$\therefore \text{設計賃料} = 58,400\text{円/日}$$

(3) クローラクレーン（油圧駆動式ウィンチ・ラチスジブ型）150 t 吊

物価資料①（中部）——— 2,420,000円/月

物価資料②（中部）——— 2,330,000円/月

$$2,420,000\text{ (円/月)} \div 23\text{ (日/月)} = 105,217\text{円/日}$$

$$2,330,000\text{ (円/月)} \div 24\text{ (日/月)} = 97,083\text{円/日}$$

$$\therefore \text{設計賃料} = 101,000\text{円/日}$$

木材（丸太）材積の算出方法

- 1 丸太材積の算出については、昭和42年12月8日農林省告示第1841号（最終確認：平成24年3月28日農林水産省告示第1037号）にかかる素材の日本農林規格の規程による。

（計算例）

長さ $L = 3.0\text{m}$

末口径 $D = 15\text{cm}$

材積 $V = D^2 \times L \times 1/10000$

§ 1 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、最寄りの主要都市とし、下記を標準とする。

静岡県…沼津市、富士市、富士宮市、静岡市、掛川市、浜松市

注) 工事内容、工事規模等による実情に応じて上記以外の都市とすることができる。

§ 2 安全費の積算参考資料

1. 間接費における工事の安全に係る経費の構成

間接費における工事の安全に係る経費については共通仮設費と現場管理費とで計上される。

費用	主な項目		積算方法
共通仮設費	安全費	・ 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ・ 不稼働日の保安要員等の費用 ・ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ・ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用 他	率計上 (共通仮設費率に含まれる)
		・ 鉄道等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ・ バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用 ・ 高圧作業の予防に要する費用 他	積上げ
現場管理費	・ 現場労務者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 現場従業員及び現場労務者に関する労災保険料、健康保険料等の法定の事業主負担額 他		率計上 (現場管理費率に含まれる)

※これら共通仮設費、現場管理費における安全費（率計上・積上げ）の項目については「土木工事標準積算基準書」に記載されている

2. 共通仮設費の内の安全費の内容（例）

以下に安全費積算項目の例をあげる。この中で で囲んだ内容は共通仮設費（率計上）に含まれるものである。

第1章 仮設工事（共通工事）

第1節 建設用電気工事

1 電気設備の使用

- 2 電気係員は常に電気設備の保安点検を励行すること。なお、洪水時、暴風雨時等、災害後の巡回点検は責任者の指示により、必ず2人以上で行うこと。

第2章 運搬作業（共通工事）

第1節 自動車類（小型車、及び三輪車を含む）

- 1 積込場、土捨場、崖縁、見通しのきかない場所、一般用道路と交差する箇所又は他の作業箇所に接近する箇所等には監視員または交通誘導警備員を配置すること。
- 2 工事場内の要所には制限速度を示す標識を立て、カーブ、交差点、危険箇所等にも注意標識を立てること。

- 3 工事場内の夜間作業には、夜行塗料等をぬった「危険標識」 注意標識又は赤色電灯等を用い、必要に応じて「道路を照明」すること。

第2節 簡易ケーブルクレーン

- 1 一般心得
- 2 作業箇所付近に他の作業員の立入りを禁止すること。なお、見やすい箇所に「立入禁止の標識」をすること。
- 3 通路上を横断する場合は、「保安装置」を設けること。

第3章 掘削及び盛土工事（共通工事）

第1節 一般心得

- 1 十分な経験のある「監視員」を見通しがよいところに必ず配置すること。
- 2 掘削により土石が落下するおそれがあるときは、その下方で作業しないこと。なお、下方に通路等がある場合は「防護施設」を施すか、又は交通誘導警備員を配置し、かつ、「落石注意」等の標識を立てること。
- 3 道路に接近して作業する場合には、交通誘導警備員を配置し、かつ「標識」を立てること。
- 4 埋設物は「懸垂、サポート等」により、堅固に固定するとともに状況に応じて明確な「標示防護柵」を設け、「作業中監視員」を配置する等の処置を講じ、作業終了後は埋戻しを迅速に実施すること。

第2節 機械掘作業

- 1 次のような場所で機械を運転するときは「監視員」を配置すること。
 - (1) 見通しの悪い場所
 - (2) 崖縁
 - (3) 土石等の落下崩壊のおそれある場所
- 2 道路上で作業する場合は、道路工事保安施設基準にもとづいて「各種標識」、「バリケード」、「夜間照明」、交通誘導警備員の配置等を行わなければならない。
- 3 高圧線等の付近で作業する場合は、次のことを注意すること。
 - (1) 接触のおそれのある高圧線には、必ず防護装置を施すこと。
- 4 夜間作業をするときは「照明」を十分に行うこと。又、必要により機械内部にも「照明」を施すこと。

第3節 発破作業

発破を行う場合には、次の方法により作業員及び第三者に対する危害を防ぐこと。

- (1) 危険区域を定め「立札」、「赤旗」等で明示し、区域内への立入りを禁止すること。
- (2) 区域境には発破時刻、サイレン符合その他の注意事項を示した「掲示板」を立てておくこと。

第4章 道路工事

第1節 交通保安設備

道路上で作業をする場合は道路工事保安施設設置要領にもとづいて次のことに留意すること。

- 1 工事箇所前方100m、200mの位置に工事を予告できる「標識」を設けること。
- 2 工事箇所近辺、「各種標識板」、「防護柵」、「セフティコーン」等を設置し、混乱をひき起こさないよう交通誘導警備員を配置する。
- 3 夜間作業には十分な「照明」を設け、通行車両、通行者の安全を確保するとともに場内作業の安全を図る。
- 4 夜間工事を停止するときは、機械は施工箇所のうち障害となることの最も少ない場所か、道路外に集めて、「照明標示」を行うとともに、施工箇所に誤って進入することの無いように「照明」を行い「標識板」、「防護柵」等を設置する。

第2節 舗装作業

- 1 次の場所で機械を運転するときは「監視員」又は交通誘導警備員をおくこと。
 - (1) 土石の落下、崩壊のおそれのある場所
 - (2) 見通しのきかない場所及び一般交通用道路と交差する箇所
 - (3) 崖縁

- 2 必要に応じて「速度制限」「一時停止」等の「注意標識」を設置すること。

第3節 維持修繕工事

- 1 維持修繕工事は一般交通と対面しながら行う作業が主に行われる。このために（第1章～第1章5節）までのほかに道路工事保安施設設置基準にもとづいて施工の計画をたて、警察と協議を行い、施工に当たっては十分連絡をとり、作業員の安全と一般交通の安全を確保しなければならない。
- 2 車道舗装打換え
 - (1) 整備された「標識類」を配置すること。
 - (2) 作業部分の一般交通進入側には「標識」等の後部に車両を駐車させておくこと。
 - (3) 保安灯の「電池」は作業時間中確実に発光するものとする。（夜間工事）
 - (4) 作業部分の「照明」は、500Wを6m間隔に設置すること。（夜間工事）
 - (5) 歩道に沿って作業を行う場合の「歩道柵」は、ロープはずれや支柱のたおれ等を修正して作業区分を明確にしておくこと。
 - (6) 保安施設の車道部の設置及び撤去作業は特に危険がともなうので交通誘導警備員と協同作業を行い単独行動を行わないこと。
- 3 歩道工事
作業箇所前後の「保安灯」は、特に注意して設置すること。（夜間工事）
- 4 目地シール作業
 - (1) 「標識類」を装着した作業車等を一般交通進入側に駐車させておくこと。
 - (2) 作業箇所は必ず「セフティコーン」で囲うこと。
- 5 区画線等の設置場所
 - (1) 設置ずみの区間は完全乾燥がおわるまで「セフティコーン」で囲い、車両のスリップ事故等を防止しなければならない。
 - (2) ラインマーカー等は「標識類」を装着した機種を使用し、交通誘導警備員の間に置いて作業を行うことを原則とする。
- 6 清掃、除草等の作業
作業箇所は「セフティコーン」で必ず標示すること。

第4節 道路除雪

- 1 除雪計画と準備
除雪作業は道路条件、交通量等により、交通制限が生ずるため、所轄警察署と十分協議を行い交通誘導警備員を配置して、交通を確保しなければならない。
- 2 新雪除雪作業
新雪の除雪はおもにプラウ系除雪車を使用する。作業速度が早く、除雪作業中に一般交通車両と平行して作業を行うことが多いため、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 除雪作業区間には「作業を明示する標識」を設け、通行車両が作業を予知できるようにしなければならない。
 - (2) 危険の多い山道のカーブ等では誘導車を先行させ交通誘導警備員の配置等により安全を確保しなければならない。
- 3 拡幅除雪（市街地）
市街地拡幅除雪には、道路幅員により、トラクターショベル積込、スノーロータ積込、ロータリー除雪積込があり、運搬はダンプトラックによる補助機械として、ブルドーザー、グレーダー等を準備して行う機械化施工が主であり、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 交通整理については「防護柵」、「バリケード標識等」を設け交通誘導警備員を配して交通の安全を確保する。

第5章 河川及び海岸工事

第1節 一般心得

- 1 救命具（救命胴衣、救命ブイ）ロープ等を適当な場所に備え使用させること。また、必要と思われる箇所には救命艇を配置すること。
- 2 夜間作業では、特に照明に注意し、必要に応じ看視員を増すこと。また、作業指揮者は常に懐中電灯を携帯すること。

第6章 鉄道付近の工事

第1節 一般心得

- 1 列車運転状態（特に臨時列車及び時刻変更）を熟知し見張りを必要とする作業には見張員を配置すること。
- 2 列車運行のひん繁な区間、又は曲線等で見通しの悪い場所では見張員の増加、看視所あるいは接近ベル、拡声器などを設置し、列車の進行を確実に作業員に報知させること。
- 3 作業場の通路は十分に確保し、指定すること。通路には標識、柵網を張り又は板張等を設けること。

第2節 各種作業

- 1 掘削
線路下などの掘削の場合は、作業員が安全に待避できるように足場を整備し見張員をおいて掘削土止め支保工の作業を看視すること。
- 2 切取工事
切取には見張員を適当な距離に配置して、十分な看視のもとに作業すること。

第7章 その他の事項

第1節 工事現場周辺の危害防止

- 1 工事現場周辺は板囲又はロープ（黄、黒に染めたもの等）によって囲い、工事範囲を明確にすること。
- 2 各種標識を掲げ、常に注意を喚起すること。（例「足元注意」「立入禁止」「火気厳禁」）
- 3 トラック等の出入りが頻繁な出入口には警報装置の設置、交通誘導警備員の配置によって、その出入りを明確にすること。
- 4 夜間又は暗所の工事の区画は完全にすること。

大型ゴム支承（鋼製部品付き）の単価の取扱いについて

設計単価は特別調査を行い、調査により決定した単価を使用すること。

なお、特別調査の実施にあたっては、調査に必要な期間（3週間～1ヶ月程度）を考慮して事業担当課と協議すること。

大型積ブロック工の積算について

新技術に該当する大型積ブロック工の使用にあたっては、原則「指定」発注とし設計図書に明示する。積算は、基準書の適用範囲外のものについては「新技術・新工法の見積徴収について（R3.6.28 通知）」によるものとする。

県発注の土木工事での設計変更の取扱い

1 設計変更の取扱い

設計変更に伴う契約変更の取り扱いについては、「設計変更事務処理要領（最終改正 令和7年7月2日 建経業第85号）」によるものとする。

2 設計変更に伴う積算

工事費の積算は、「数量」と「歩掛」及び材料・労務・機械等の「単価」により行われる。設計変更に伴う積算が必要となるのは、これらのいずれかが変更される場合であるが、設計変更の生じた時期や内容によって一般に次表のような歩掛、単価の組合せにより設計変更に伴う工事費の積算を行う。

設計変更の積算

変更内容		積算歩掛	積算単価
変更の種類	工種内容		
現地精査等に伴う数量変更		既契約の歩掛	既契約の単価
構造、工法、位置、断面等の変更	同工種又は類似工種	既契約の歩掛	既契約の単価
	新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価
工事の追加	同工種又は類似工種、新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価

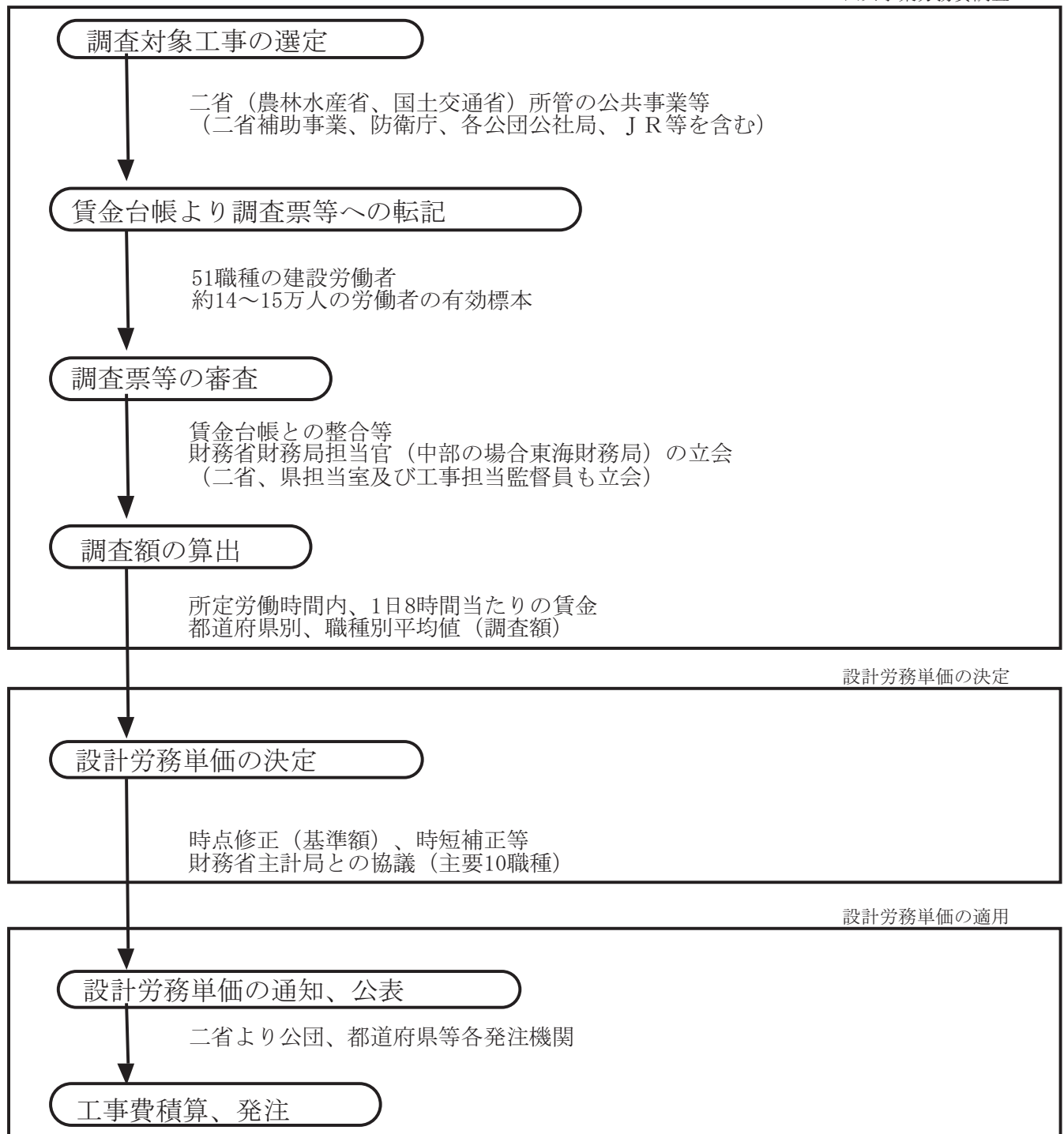
注)「工事の追加」とは、施工条件の変化又は発注者の意志による工事内容の追加であり、既契約内容に含まれていない新工種を追加する場合、あるいは同工種又は類似工種であっても既契約工事範囲以外の箇所に工事を追加する場合などをいう。

3 その他

設計変更の事例については、「公共土木工事 設計変更事例集（監修：建設大臣官房技術調査室 発行：(株)山海堂）」を参考にすること。

公共事業労務費調査の手順と 設計労務単価の決定、適用フロー

公共事業労務費調査



公共工事設計労務単価の構成

※「公共事業労務費調査の手引き」より抜粋

(1) 公共工事の積算と公共工事設計労務単価

一般に労務関係費とされている費用には、賃金ではない経費も含まれています。また、賃金の中にも、所定労働時間内における各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容の労働に対する部分と、時間外、休日及び深夜の割増賃金や特殊な作業条件・内容の労働に対する手当等の部分があります。

公共工事設計労務単価は、所定労働時間内 8 時間当りにおける各職種の通常の作業条件・内容の労働に対する賃金の部分(図-7-1 の二重線部分)のみで、他の労務関係費は積算時に別途計上(共 通仮設費、現場管理費、割増賃金等)しています。

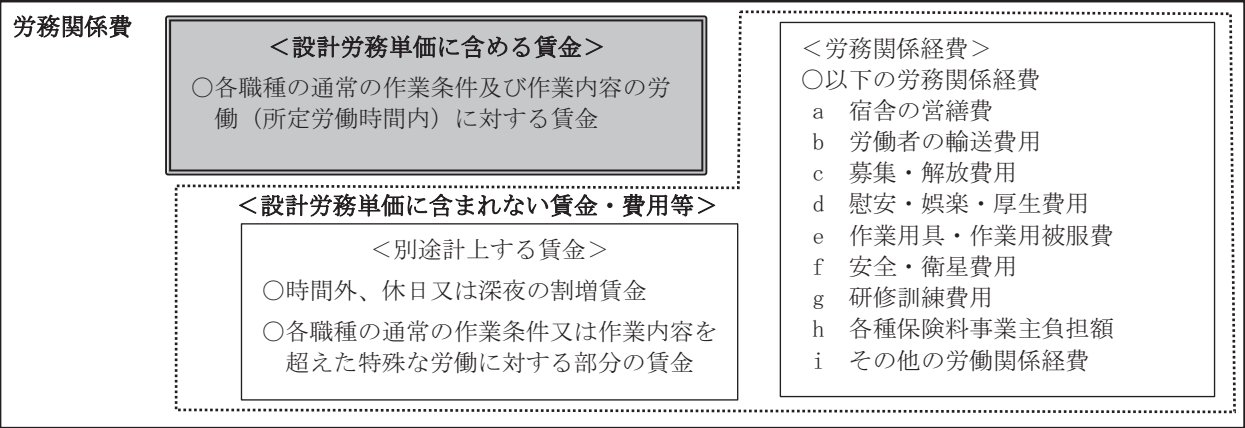


図-7-1 公共工事の積算における労務関係費

公共工事設計労務単価は、図-7-2 のとおり、所定労働時間内 8 時間当りの「①基本給相当額」及び「②基準内手当」、並びに労働日数 1 日当りの「③臨時の給与(賞与等)」及び「④実物給与（食事の支給等）」、の 4 つにより構成されています。

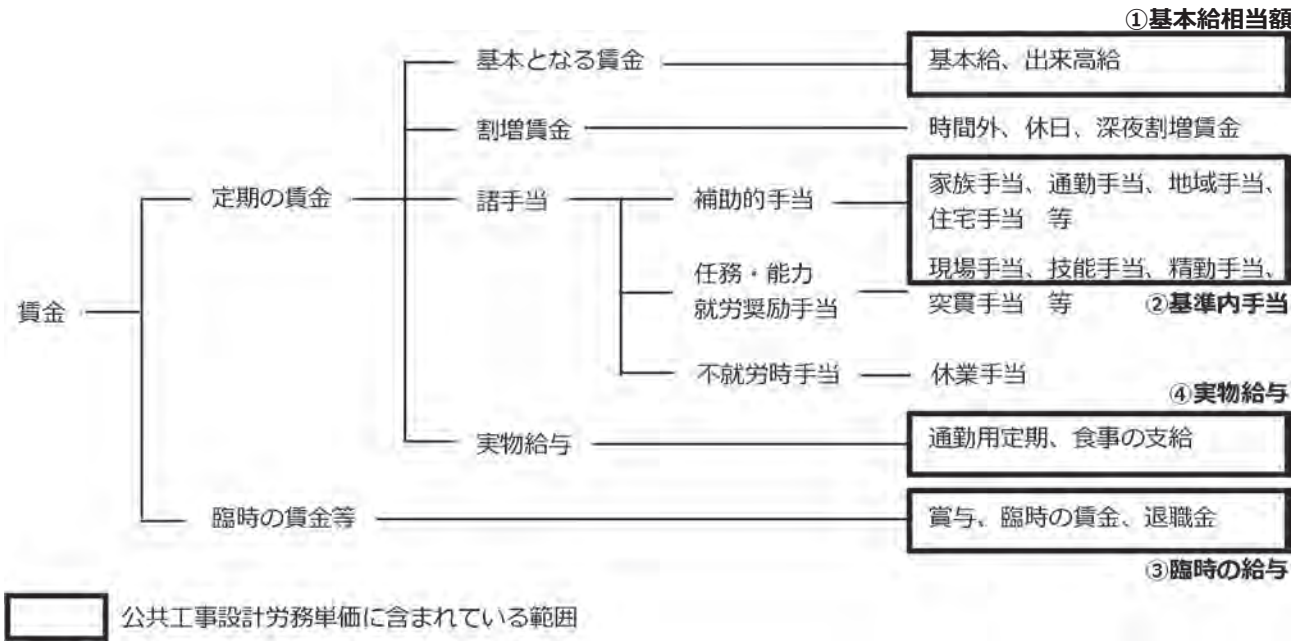
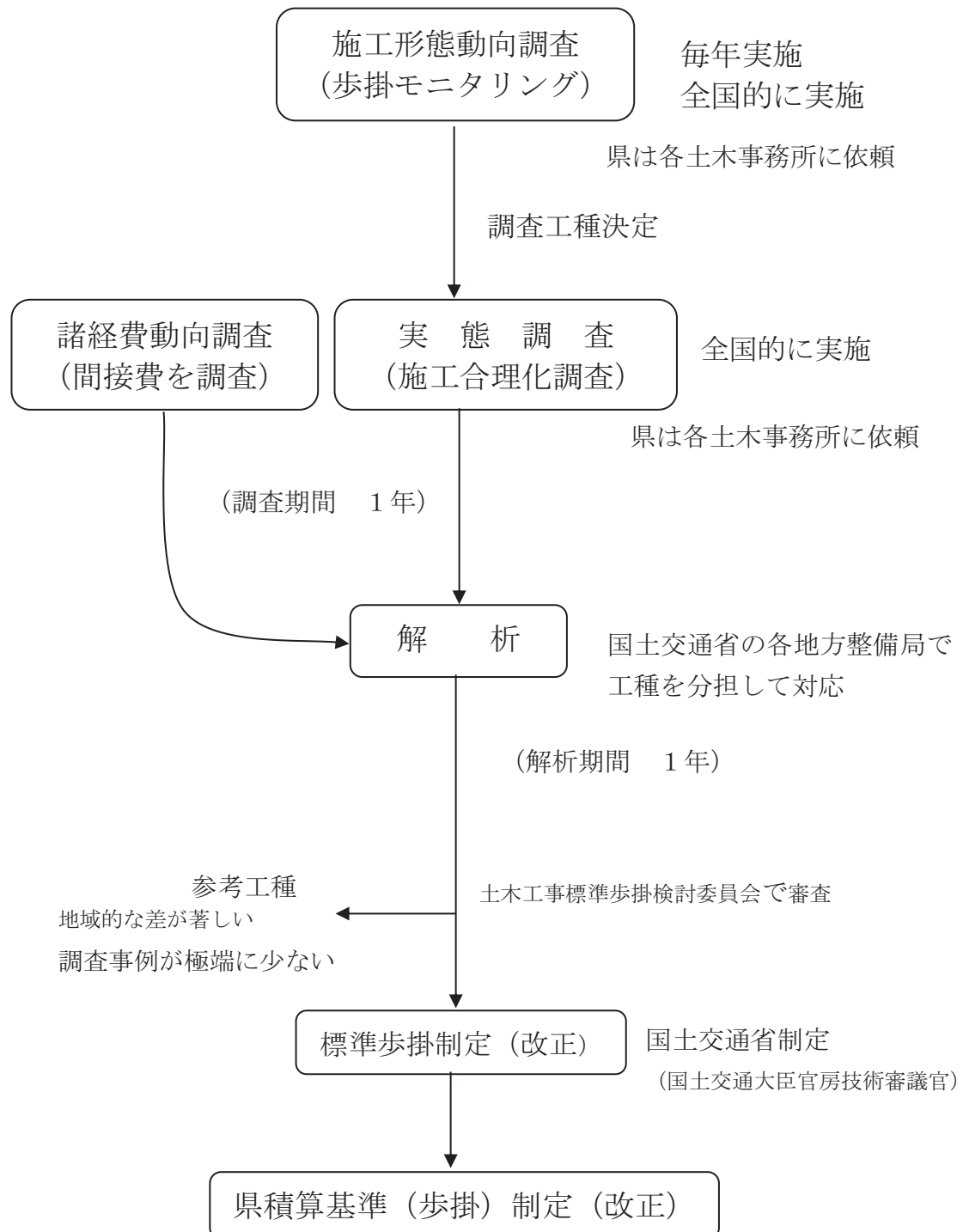


図-7-2 公共工事設計労務単価の構成

土木工事標準歩掛作成のフロー



歩掛の精度を向上させるため（工事費縮減にもつながる）、実態調査（施工合理化調査）の調査表は正確に記入するようにしてください。また、受注者にも指導してください。

土木工事関係の標準積算基準等の公表状況

分類	基準等の名称	担当課	班等	公表別	公表日	備考
土木一般	土木工事標準積算基準書	技術調査課	技術調査班	○	平成9年6月1日	県HPに掲載
	土木工事標準積算基準（機械編）	技術調査課	技術調査班	○	平成14年12月2日	県HPに掲載
	土木工事標準積算基準（電気通信編）	技術調査課	技術調査班	○	平成13年10月1日	県HPに掲載
	静岡県建設資材等価格表	技術調査課	技術調査班	○	平成9年7月1日	県HPに掲載
	土木工事積算資料（非公表）	技術調査課	技術調査班	－		
損料	土木工事積算資料（公表）	技術調査課	技術調査班	○	令和7年10月1日	県HPに掲載
	建設機械等損料表	技術調査課	技術調査班	－		刊行物
	災害査定標準積算基準書	技術調査課	技術調査班	×		
	設計業務等標準積算基準書（参考資料）	技術調査課	技術調査班	－		刊行物
	静岡県建設資材等価格表（委託編）	技術調査課	技術調査班	○	平成14年12月2日	県HPに掲載
委託	積算資料（調査編）	技術調査課	技術調査班	○	平成13年10月1日	県HPに掲載
	電算帳票作成業務委託基準	技術調査課	技術調査班	○	令和4年10月1日	県HPに掲載
	土質調査業務委託標準積算基準	技術調査課	技術調査班	○	令和4年10月1日	県HPに掲載
	用地調査等業務委託標準積算基準書	公共用地課	用地班	○	平成27年7月1日	県HPに掲載
	用地補償総合技術業務委託標準積算基準書	公共用地課	用地班	○	平成29年8月1日	
港湾	地すべり調査委託標準積算基準書	防砂課	傾斜地保全班	○	平成25年7月1日	
	港湾工事標準積算基準書	港湾整備課	港湾工事班	○	平成14年12月2日	県HPに掲載
	港湾関係調査委託標準積算基準書	港湾整備課	港湾工事班	○	平成14年12月2日	県HPに掲載

土木工事関係の標準積算基準等担当課一覧表

分類	基準等の名称	担当課	電話	FAX	印刷配布担当課
土木一般	土木工事標準積算基準書	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	技術調査課
	(上記の内 第IV編道路橋梁工)	道路整備課	054-221-3016	054-221-3565	技術調査課
	(上記の内 第IV編道路舗装工)	道路保全課	054-221-2752	054-221-2586	技術調査課
	土木工事標準積算基準(機械編)	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	技術調査課
	土木工事標準積算基準(電気通信編)	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	技術調査課
	静岡県建設資材等価格表	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	技術調査課
	土木工事積算資料	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	技術調査課
	建設機械等損料表	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	
	災害査定標準積算基準書	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	技術調査課
	災害査定標準積算基準書	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	技術調査課
委託	積算資料(調査編)	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	技術調査課
	電算帳票作成業務委託基準	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	技術調査課
	土質調査業務委託標準積算基準	技術調査課	054-221-2148	054-221-3569	技術調査課
	用地調査業務委託基準	公共用地課	054-221-3185	054-221-3562	技術調査課
	用地補償総合技術業務委託標準積算基準書	公共用地課	054-221-3185	054-221-3562	技術調査課
	地すべり調査委託標準積算基準書	防砂課	054-221-3042	054-221-3564	技術調査課
	港湾工事標準積算基準書	港湾整備課	054-221-2615	054-221-3563	技術調査課
	港湾関係調査委託標準積算基準書	港湾整備課	054-221-2615	054-221-3563	技術調査課
	下水道用設計標準歩掛表	生活排水課	054-221-3189	054-221-3586	生活排水課
	公園緑地工事標準積算基準書	公園緑地課	054-221-3494	054-221-3493	公園緑地課

(注1) 各種算基準の内容については、それぞれの担当課へ問合せ下さい。

(注2) 積算に関する問合せは、「土木・農林土木積算基準問合せDB」を利用して下さい。

(注3) 口頭での質問についての回答には、担当課として責任を持ちません。必ずDBにて問合せ願います。

(注4) 農地、水道工事等の基準については、それぞれの事業を主管している部局の担当課に問い合わせ下さい。

土木工事に関する要領（取扱い）一覧表

名 称	要領等	発出日	所管課	リンク
基準書類				□
（歩掛関係）				
工期設定	工期設定実施要領	平成30年3月16日	技術調査課	□
	工期算定マニュアル		技術調査課	
週休２日推進工事	週休２日推進工事実施要領	平成30年12月27日	技術調査課	□
	参考資料		技術調査課	
	週休２日推進工事積算要領		技術調査課	
建設資材等価格決定等	静岡県建設資材等価格決定要領	平成20年3月27日	技術調査課	□
	建設資材等の価格決定に関する取扱い	平成20年3月27日	技術調査課	
	建設資材等の見積徴収に関する取扱い	平成20年3月27日	技術調査課	
	建築資材等の見積徴収に関する取扱い	平成20年3月27日	技術調査課	
	機械・電気通信設備工事価格の見積徴収に関する取扱い	平成20年3月27日	技術調査課	
積算基準決定等	静岡県積算基準決定要領	平成20年3月27日	技術調査課	□
	積算基準の見積徴収に関する取扱い	平成20年3月27日	技術調査課	
施工条件明示	建設工事における施工条件明示	平成24年3月30日	技術調査課	□
実施設計の積算における見積積算基準の活用	実施設計の積算における見積積算基準の活用	令和3年1月21日	技術調査課	□
熱中症対策に資する現場管理費率の補正	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領	令和1年7月29日	技術調査課	□
現場環境改善実施要領	工事における現場環境改善実施要領	令和8年3月16日	技術調査課	□
静岡県猛暑対策サポートパッケージ	静岡県交通基盤部熱中症対策推進工事試行要領	令和8年7月10日	技術調査課	□
交通誘導員の確保に関する取扱	交通誘導員の確保に関する取扱試行要領	令和2年10月22日	技術調査課	□
快適トイレ設置	建設現場における快適トイレ設置試行要領	平成29年3月17日	技術調査課	□
概算数量発注方式	概算数量発注方式の実施要領	令和3年1月18日	技術調査課	□
リサイクル原則化ルール	公共建設工事における再生資源活用の当面の運用	平成4年5月25日	技術調査課	□
	公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）	平成22年6月10日	技術調査課	□
静岡県産材証明制度	静岡県産材証明制度		技術調査課	□
（入札関係）				
【工事】低入札価格調査制度	静岡県低入札価格調査制度実施要領		技術調査課	□
	静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用		技術調査課	
	静岡県低入札価格調査マニュアル		技術調査課	□
【工事】最低制限価格制度	静岡県最低制限価格制度実施要領	平成21年3月27日	技術調査課	□
	静岡県最低制限価格制度実施要領の運用	平成21年3月27日	技術調査課	
【維持管理業務委託】最低制限価格制度	静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領	平成28年3月18日	技術調査課	□
【単価契約】最低制限価格制度	静岡県小規模修繕等業務委託（単価契約）に係る最低制限価格制度実施要領	平成28年2月12日	技術調査課	□
設計・施工一括発注方式	設計・施工一括発注方式（総合評価型）試行要領	平成27年3月30日	建設技術監理センター	□
	設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領	平成22年3月29日	建設技術監理センター	□
	設計・施工一括発注方式（簡易型）（価格競争型）試行要領	令和7年6月18日	建設技術監理センター	□
工事着手日選択型工事	静岡県工事着手日選択型工事実施要領、同運用	平成28年3月31日	建設業課	□
	工事着手日選択型工事（発注者指定タイプ）試行要領、同運用	令和7年2月7日	建設業課	□
入札事務	設計内容等に誤びゅうが判明した場合の入札手続継続の試行	平成29年1月4日	建設業課	□
（契約関係）				
設計変更	工事の設計変更事務処理要領及び運用基準		建設業課	□
	静岡県設計変更ガイドライン	平成24年3月30日	技術調査課	□
	「設計変更等事務処理要領の運用基準」における留意事項	令和7年12月25日	技術調査課	□
	遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更	令和3年12月21日	技術調査課	□
スライド条項	スライド条項の適用に関するリーフレット	令和4年6月2日	技術調査課	□
	インフレスライド条項の運用	平成26年2月21日	技術調査課	□
	単品スライド条項の運用	平成28年1月7日	技術調査課	□
	全体スライド条項の運用	平成25年12月26日	技術調査課	□
特例措置	適正な賃金水準の確保	平成25年4月25日	建設業課	□
工事の一時中止関連	工事の一時中止等に係るガイドライン	平成21年11月4日	技術調査課	□
契約後V E	契約後V E実施要領	平成26年3月28日	建設技術監理センター	□
（災害関係）（その他）				
設計変更	災害等に伴う工期延長の取扱い		建設業課	□
中東情勢	中東情勢を踏まえた対応について	令和8年4月16日	建設業課	□

（注）使用の際には、最新の要領であるかリンク先も含め、御確認ください。